

## 第一百二十六回

## 参議院農林水産委員会会議録第四号

平成五年三月二十九日(月曜日)  
午前十時開会

三月二十六日  
委員の異動

辞任

中尾 則幸君  
風間 起君

補欠選任

一井 淳治君  
大久保直彦君

出席者は左のとおり。

委員長

吉川 芳男君

理事

永田 菅野 三上 林 青木 大塚 鎌田 佐藤 野間 一井 稲村 谷本 村沢 矢原 星川 喜屋武 新間

農林水産省畜産局長

農林水産省農蚕局長

農林水産省食品流通局長官

食糧庁長官

林野庁長官

鶴岡 俊彦君

水産庁長官

馬場久萬男君

常任委員会専門員

川合 淳二君

説明員

今田 審陸君

厚生省健康政策指導課長

片岡 光君

厚生省生活衛生局長

飯島 孝君

厚生省生産業廃棄物対策室長

鈴岡 俊彦君

海上保安庁警備課長

赤保谷明正君

建設省建設経済局事業調整官

須田 淳二君

農林水産省畜産局長

高橋 政行君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長

吉川 芳男君

農林水産省食品流通局長官

鶴岡 俊彦君

食糧庁長官

馬場久萬男君

鶴岡 俊彦君

農林水産省畜産局長

赤保谷明正君

農林水産省農蚕局長



うのが私どもの考え方でございまして、確かに今の予算だけを見ますとやや達成に向けて少ないのではないかという御指摘もあるわけでございますが、例えば平成四年度におきましても当初予算は事業費ベースで四千五百六十五億、本年が四千五百七十五億、余り遠いはないわけでございますが、補正でふえまして事業費ベースで五千二百六十三億になつたというようなことがござりますので、我々はこれからもこの計画達成のためにいろいろな時点におきまして予算の確保を図つていきたく、かように考へるわけでござります。

林野庁いたしましては、今の森林整備事業計画のほかにもう一つ、昨年第八次の治山事業五カ年計画を定めております。それぞれの計画にのつたりまして所要の予算をとるような形にしておりまして、平成五年度スタートの新しい計画をつく

るという考へは今のところございませんけれども、昨年スタートさせた二つの五カ年計画というようなものを中心にこれからの森林・林業に対する投資を行つていただきたいというふうに考へております。

○菅野久光君 いずれにしろ、予算がやっぱりきちっとなつていいということは事業運営にとって大変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとっておりますが、これについていろいろな問題が出されておりますね。その点について、これもまた平成五年度も継続してそういう方向でやらざるを得ません。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきちっとなつていいということは事業運営にとって大変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきちっとなつていいということは事業運営にとって大変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要な事業というのはあるわけでございますから、どの局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきちっとなつていいということは事業運営にとって大変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

○菅野久光君 私が聞いた一例を申し上げますと、営林署の職員の人たちも国有林の経営を何とかしなきゃならぬ、木材もできるだけ高く売らなければいけないかねと、そういうことで、例えば当初の計

画では七十万ぐらいのものなんだけれども、しかしその辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支局におきましてその年の収入と支出、これは私ども十四の営林局、支局を持っておりますが、その中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局によつて、計画によつて非常に差がつくということありますから、それが局の事情がありますから全部赤字はだめだというわけにいきませんが、最大限この程度の赤字幅で、収支差で事業運営をするように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

これは、国有林野事業が事業特別会計という会

計制度のもとで独立した会計として今後經營をし

ていく場合には、やはりある程度そういう収支の

管理についてのめどを示しておかないと、それぞ

れの局、支局が自分の裁量でやるということにな

るとどうしても赤字がふえる傾向にありますか

ら、そこは我々としては収支差管理方式というの

は平成五年度においても続けたいと思っておりま

す。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要

な事業というのはあるわけでございますから、ど

の局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきち

っとなつていいということは事業運営にとって大

変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとってお

りますが、これについていろいろな問題が出さ

れておりますね。その点について、これもまた平

成五年度も継続してそういう方向でやらざるを得

ないというのか、やるつもりでいるのかどうか、そ

の辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収

支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支

局におきましてその年の収入と支出、これは私ど

も十四の営林局、支局を持っておりますが、その

中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が

赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局にわかりませんが、現場の人から私はそういう話を聞いています。もっとやっぱり生き使ひ方をしていくことが必要ではないか。余り収支差が大きいこの程度の赤字幅で、収支差で事業運営をするように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

これは、国有林野事業が事業特別会計という会計制度のもとで独立した会計として今後經營をし

ていく場合には、やはりある程度そういう収支の

管理についてのめどを示しておかないと、それぞ

れの局、支局が自分の裁量でやるということにな

るとどうしても赤字がふえる傾向にありますか

ら、そこは我々としては収支差管理方式というの

は平成五年度においても続けたいと思っておりま

す。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要

な事業というのはあるわけでございますから、ど

の局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきち

っとなつていいということは事業運営にとって大

変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとってお

りますが、これについていろいろな問題が出さ

れておりますね。その点について、これもまた平

成五年度も継続してそういう方向でやらざる得

ないというのか、やるつもりでいるのかどうか、そ

の辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収

支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支

局におきましてその年の収入と支出、これは私ど

も十四の営林局、支局を持っておりますが、その

中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が

赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局に

わかりませんが、現場の人から私はそういう話を

聞いています。もっとやっぱり生き使ひ方をして

いくことが必要ではないか。余り収支差が大きい

この程度の赤字幅で、収支差で事業運営をする

ように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

これは、国有林野事業が事業特別会計という会

計制度のもとで独立した会計として今後經營をし

ていく場合には、やはりある程度そういう収支の

管理についてのめどを示しておかないと、それぞ

れの局、支局が自分の裁量でやるということにな

るとどうしても赤字がふえる傾向にありますか

ら、そこは我々としては収支差管理方式というの

は平成五年度においても続けたいと思っておりま

す。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要

な事業というのはあるわけでございますから、ど

の局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきち

っとなつていいということは事業運営にとって大

変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとってお

りますが、これについていろいろな問題が出さ

れておりますね。その点について、これもまた平

成五年度も継続してそういう方向でやらざる得

ないというのか、やるつもりでいるのかどうか、そ

の辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収

支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支

局におきましてその年の収入と支出、これは私ど

も十四の営林局、支局を持っておりますが、その

中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が

赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局に

わかりませんが、現場の人から私はそういう話を

聞いています。もっとやっぱり生き使ひ方をして

いくことが必要ではないか。余り収支差が大きい

この程度の赤字幅で、収支差で事業運営をする

ように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

これは、国有林野事業が事業特別会計という会

計制度のもとで独立した会計として今後經營をし

ていく場合には、やはりある程度そういう収支の

管理についてのめどを示しておかないと、それぞ

れの局、支局が自分の裁量でやるということにな

るとどうしても赤字がふえる傾向にありますか

ら、そこは我々としては収支差管理方式というの

は平成五年度においても続けたいと思っておりま

す。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要

な事業というのはあるわけでございますから、ど

の局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきち

っとなつていいということは事業運営にとって大

変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとってお

りますが、これについていろいろな問題が出さ

れておりますね。その点について、これもまた平

成五年度も継続してそういう方向でやらざる得

ないというのか、やるつもりでいるのかどうか、そ

の辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収

支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支

局におきましてその年の収入と支出、これは私ど

も十四の営林局、支局を持っておりますが、その

中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が

赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局に

わかりませんが、現場の人から私はそういう話を

聞いています。もっとやっぱり生き使ひ方をして

いくことが必要ではないか。余り収支差が大きい

この程度の赤字幅で、収支差で事業運営をする

ように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

これは、国有林野事業が事業特別会計という会

計制度のもとで独立した会計として今後經營をし

ていく場合には、やはりある程度そういう収支の

管理についてのめどを示しておかないと、それぞ

れの局、支局が自分の裁量でやるということにな

るとどうしても赤字がふえる傾向にありますか

ら、そこは我々としては収支差管理方式というの

は平成五年度においても続けたいと思っておりま

す。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要

な事業というのはあるわけでございますから、ど

の局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきち

っとなつていいということは事業運営にとって大

変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとってお

りますが、これについていろいろな問題が出さ

れておりますね。その点について、これもまた平

成五年度も継続してそういう方向でやらざる得

ないというのか、やるつもりでいるのかどうか、そ

の辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収

支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支

局におきましてその年の収入と支出、これは私ど

も十四の営林局、支局を持っておりますが、その

中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が

赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局に

わかりませんが、現場の人から私はそういう話を

聞いています。もっとやっぱり生き使ひ方をして

いくことが必要ではないか。余り収支差が大きい

この程度の赤字幅で、収支差で事業運営をする

ように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

これは、国有林野事業が事業特別会計という会

計制度のもとで独立した会計として今後經營をし

ていく場合には、やはりある程度そういう収支の

管理についてのめどを示しておかないと、それぞ

れの局、支局が自分の裁量でやるということにな

るとどうしても赤字がふえる傾向にありますか

ら、そこは我々としては収支差管理方式というの

は平成五年度においても続けたいと思っておりま

す。

ただ、しかし、それぞれの地域におきます必要

な事業というのはあるわけでございますから、ど

の局も皆同じ差額ということではございません

で、それぞれの局によって収支の差が大きくなる投資を行つていただきたいというふうに思ふんです。

○菅野久光君 いざなにしろ、予算がやっぱりきち

っとなつていいということは事業運営にとって大

変私は現場が困る問題だというふうに思ふんです。

今、現場で收支差管理方式というのをとってお

りますが、これについていろいろな問題が出さ

れておりますね。その点について、これもまた平

成五年度も継続してそういう方向でやらざる得

ないというのか、やるつもりでいるのかどうか、そ

の辺はいかがでしようか。

○政府委員(馬場久萬男君) 今仰せられました収

支差管理方式というのは、それぞれの営林局の支

局におきましてその年の収入と支出、これは私ど

も十四の営林局、支局を持っておりますが、その

中で大部分のものはいわゆる赤字と言われていますが、これは収入と支出の差がマイナスの場合が

赤字というふうに言つておられるわけでござります。

これをそれぞれの局なり支局の必要に応じて自

由にしておきますと、赤字のいわばふえ方が局に

わかりませんが、現場の人から私はそういう話を

聞いています。もっとやっぱり生き使ひ方をして

いくことが必要ではないか。余り収支差が大きい

この程度の赤字幅で、収支差で事業運営をする

ように心がけるということを指示しているのが今の収支差管理方式でござります。

</div

農業再建、そして中山間地振興とも重要なかかわりを持っていることだというふうに思うんです。そういうことを含めた日本林業再建計画的なものをして立てるべきだ。そのためには、これは与党とか野党とかということではなくて、政治にかかわる者、政府を含めて全体が話し合いの場を持つて、そして全体の合意の中でこういったような策を進めていくべきではないかというふうに思つてゐるんですが、この点については大臣どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(田名部匡<sup>君</sup>) もう少し詳しくお話を伺いたいと思います。林業だけでなかなか生活できないと、いう部分は総合的な対策の中で、多様に就労の場とこういつも私は申し上げておるのですが、そうしたものを見合った漁業の方がまさっている、漁場と資源に見合った漁業が行われていないということに起因するといふふうに思われます。特に底びき網漁業については、その漁法が魚類の選択が不可能だと、しかも多数の幼稚魚を混獲するなど資源的には極めて憂慮すべき漁業種類と言われておりますし、国が本格的に推進しようとしている資源管理型漁業とは相入らないものというふうに考えられます。

昨年八月の指定漁業の許可一斉更新の際に、水産庁は沖合底びき網漁業に関する北海道海域におけるオッタートロール漁法の制度化、資源管理協定締結などによる資源保護対策、オッターボード面積の規制、居住スペースの義務づけなど漁獲力量の削減措置を講じるとともに、沖合底びき網漁業の操業海域、操業隻数、船型を将来的に見直すための沖合底びき網漁業総合対策事業、いわゆるモデル化事業ですね、これを平成四年度から実施しております。

○菅野久光<sup>君</sup> 大臣からとにかく意見は大いに出してもらつて聞く、そしてみんなでやつていこうという決意をいたしましたので、ぜひ我々も積極的にいろんな問題を提言しながら日本林業の再建のためにこれからも努力をしていきたいというふうに思います。

次に、水産関係に移らさせていただきます。大臣の所信でも水産業につきましては、「資源保護や環境保全の観点から公海漁業に対する規制

が強まっている一方で、我が國周辺水域の資源状況の悪化が見られる等厳しい状況に直面しております。「このように述べられております。まさにそのとおりでございまして、特に私は沖合底びき網漁業の対策の問題についてお尋ねをしたいとうふうに思います。

国際的漁業規制の強化に伴って、我が国「二百海里」における漁業振興が大変重要になってきておりますが、近年漁業資源はスケソウダラ、カレイ類などいわゆる底魚と呼ばれるものを中心著しく減退をして、漁業生産は停滞ないし減少傾向になつております。これは漁獲量に対しても漁業努力の方がまさつて、漁場と資源に見合つた漁業が行われていないことに起因するといふふうに思われます。特に底びき網漁業については、

○政委員(川合淳一<sup>君</sup>) 沖合底びき漁業につきましては、従来から資源に見合つた操業が行われるようについて、今お話をございましたように許可隻数とか操業海域などにつきまして許可の際に条件として規制を加えております。さらに自主規制というようなことも行われているわけでございます。

○菅野久光<sup>君</sup> 沿岸と沖底との関係はもう長い歴史の中でお互いに利害相反する問題ですから、沿岸の人たちに言わせれば沿整事業を二年三年やめても底びきの方をやめさせられないかというよ

うな話もあります。かつて沖合や遠洋でどんどんやられた時代はいいんです。特に「二百海里時代」を迎えた、「二百海里内では資源管理型の漁業」ということ経過がございます。それと同時に、今お触れたままでしたように昨今の漁獲能力と申しますか、それがかなり向上してきておりますので、資源との間に乖離が見られるというところもあるわけでございます。特に北海道の海域におきましては、沿岸域と沖底の関係につきまして調整を要すべき状況にあることは御指摘のとおりでございます。

従来は沖合底びきはどちらかといいますと大衆魚と申しますが、を対象としておりますし、沿岸域ではもう少しきめ細かい漁獲というふうなすみ分けが行われていたわけでござります。そうした中で、どうしても資源の問題から沖合の方でかなり小さいといいますか稚魚に至るまで漁獲されるというようなことが昨今ございまして、より先鋭的な問題に発展してきたわけでござります。私どもいたしましては、いろいろな規制ということを国あるいは道という形でやるべきことはやらなければいけないと考えておりますが、やはりいろいろなこうした約束事が守られるということが大前提でござりますので、先ほどお触れただきました沖底のモデル化事業というような事業を興すことによりまして、まず両者間でお話し合いを十分していただく、その中からいろいろなルールを自主規制というようなことにいたしたいと思つております。



要求があります。すべてそれは技術的に完全にクリアされないものはだめですから、もう専門家になりましたとおも言うんです。それ以外に最初からだめでござりますと言ふわけにいかぬ性格上のものがありまして、特に日本以外、工業製品はこっちから出ていく、向こうは売る物がないものですから、全部の国が農産物なんです。どこへ行きましてもこれはもう全部農産物。それで、赤字がこうなっておるから買ってくれという話になりまして、農産物以外、工業製品を売りたいからという国は余りないんですね、アメリカやそういうところは別であります。

そういうことですので、決して輸入したいという気持ちで私どもは対応していることではないし、相手の方は輸出したいという気持ちで対応している、ここはもう大きなずがあるわけです。したがって、技術的なことですから専門家同士で話し合って、まあ迷げるというわけではあります、話としてはそういう話をしているということと同じようなことではなかったのかなと、こう思います。

○稻村稔夫君 大臣が今大変厳しい立場にリソングのことでは立たされているということ、これはよくわかります。ただ、今我が国として一番考え方なきやならない問題としては、やはり原則をきちっとしながら相手の国と話し合って、いいものはいい、悪いものは悪いということをはっきりと言つていいということでは立たされているんだといふうに私は思ふんですね。というのは、今のように逃げだんだんだんと済まないところへ追い込まれていく。これは私は米についても同じことが心配されるんですよ、今後の問題としてね。ですかねこのところは我が国としては、例えばおつし弁をいただきたいというふうに思います。

そこで、まず第一の疑問は、他産業並みの年間労働時間と生涯所得というようなことを述べられることになりますが、そのお立場から入れられるものと入れられないものというのはあるということ

をきちっと内外にしていて、そのところで摩擦になつてくる。それで、そこで頑張らなきゃならない。こういうスタイルの方が私はいいんではないかと思うんです。これは見解の違いがあるかもしれませんけれども、いわばだんだんだんと追い込まれていく、逃げられなくなってきたからしようがないというのでは、これはやっぱり私も余りいい姿ではないんではないかというふうに思います。もちろんこれは私の意見でありますから、ひとつそういう主張もあるということです。今後のこと検討してきちつとしていていただきたいというふうに思います。

そこで、所信についての質問を申し上げてまいりたいと思います。

先日、大臣が述べられました所信表明、これは同つたり後で読ませていただきいたしました。全体の四分の一くらいのところは、新農政の推進によって将来に少しでもバラ色の農業、バラ色の未来などと言う言葉が少しどぎついのかもしませんけれども、それを目指しておられる、

そのことについて具体的な対策を今後展開していくその初年度だと、こんなふうに宣言を最終的にしておられる。しかしながら、私は、果たしてそれでは具体的に大臣がここで述べられているよう

なことが実際に実現可能なんだろうか、こういう点では幾つも疑問点が出てまいります。

そこで、以下、その疑問の幾つかについてお伺いをしていきたいんです。これは私は、農政を展開していく、その農政に対する大臣の哲学に基づく判断ということを伺いたいわけでありますから、事務当局いろいろと苦労してつくられた文章の解釈について伺うつもりではありますんで、そのところはひとつ踏まえて御答弁をいただきたいというふうに思います。

そこで、まず第一の疑問は、他産業並みの年間労働時間と生涯所得というようなことを述べられたので、そのところはひとつ踏まえて御答弁をいただきたいというふうに思います。そこで、まず第一の疑問は、他産業並みの年間労働時間について伺うつもりではありますけれども、その辺の兼ね合いですね。農業にはいろんなスタイルの農業があるわけでありますけれども、これは年間労働時間といふのは一体どういうふうに押さえおられるんでしようか。これらの労働時間、農業や畜産でのそういう労働時間の問題といふのを他産業並みというのは、どういうふうに大

と書いてあるから感覚を持った人だけがあれで、実際にそうならないといいなんというような、そんな暴論は言わないと思うんですね。やっぱ

臣としては理解をしておられるでしょうか。まずくするかということをまず基本的に考えました。

○國務大臣(田名部匡省君) 今よりどうやってよ思つてあります。本当に他産業並みの労働時間でそして生涯所得を他産業並みに得ることがでない。高齢化、後継者不足、人生八十年時代、この近代社会の中で実際にやれるんだろうか。

土地という制約があつたり、立地という制約があつたり、あるいは天候という制約もあります。あるいは生き物というものを扱つてゐるという制約もあり、そういう制約がいっぱいあるわけあります。そういう多くの制約を持つてゐる中で、あります。そういう多くの制約を持つてゐる中で、

他産業というは、特にその目標とするところは工業とか商業とかということになるんでもあります。そういう所得が本当に得られるんだろうかといふことが第一の疑問であります。

それから時間の問題も、これは畜産の審議のときに酪農家の労働時間が随分問題になりました、この委員会で。酪農についてはまさに労働時間とそれがかなり厳しいですね。他産業並みよりもかなり多くの労働をしなきゃならぬという状況であります。ところが、代表的な稻作農業を見ていますと、稻作農業の労働時間というのはどんどんんどんどんと減つてきておりります。そうすると、稻作農業はゆとりが、ちょっと何か金曜日にも出でていましたが、本当に労働時間が減つていくといふことがゆとりなんだつたら、稻作といふのはかなりゆとりがあるということになる。だが、実際にゆとりなどではない、皆その分はよそへ稼ぎに行くという形になつているわけですね。

労働時間といふ形になつてしまりますと、酪農と稻作といふのはちょうど逆になつてきている。その辺の兼ね合いですね。農業にはいろんなスタイルの農業があるわけでありますけれども、これは年間労働時間といふのは一体どういうふうに押さえおられるんでしようか。これらの労働時間、農業や畜産でのそういう労働時間の問題といふのを他産業並みというのは、どういうふうに大

臣としては理解をしておられるでしょうか。まずそれで収益を上げる。それだと労働時間が短縮になりゆとりがあるということになる。だが、実際なつて、一体幾らの収入になるか、いろんなケイスで考えなきゃいかぬのですから一つの例を申上げました。

そこで、酪農の場合、これはおっしゃるとおりの農業があるわけでありますけれども、これがも飼養管理方式を改善して省力化を図る。あるいは酪農ヘルパー、そうしたものを利用するとありますけれども、なかなか難しいということはありますけれども、これも飼養管理方式を改善して省力化を図る。あるいははどうしても休みがとれないところは少し何軒かの集団ですとか、別な方も法人化をする。やっぱり農家の人のいうのはどうも、ほかで月給をもらうことは余り抵抗ないんですが、農業で

もううという意識は余りないんですね。これはよその方はどうか知らぬが、私の一族なんというのはみんなそうなんです。どうも農家のだれかの下で自分が給料をもらって働くということの発想は全然ありません。ですから、そうではなくて、法人化を進めて、そうして休みもとれるような体制。もちろん法人化を進めるということは一方では経営内容がきちっとなる。農業で上げた生産の中で所得を配分することをきちっとできるようにしなきゃ、今は残念ながら、委員の方はどうかわかりませんが、私の方ではもう家計も農業収入もこちやこちやになって、一体何が苦しくて何がどうなのかというのは区別がないのですから、そういうことの指導もしながらの経営改善の一つであります。そして今言った農業構造、そういうものをやる。やっぱりある程度の所得がなければ若い人も意欲的にやらないということになりますので、この所得の面と生活基盤の両面から立法措置を講じたり、あるいは予算、税制改正、そういうものをやっていかなきゃならぬ、こう思います。

昨年デンバーで私は向こうの酪農あるいは肉牛生産をしているところを見てまいりましたが、すばらしいですね。会社経営ですから、コンピューターで飼料管理から全部一ヵ所で高いところで見ながらやっていまして、一つ一つ場内を案内してもらつたけれども、日本はあそこまでは私は無理だと思うんです。無理だと思うけれども、よりそれに近いような形で経営が成り立つかどうかといふこと等をしっかりやつていかなきゃならぬ。

新農政元年だということで乳価のことも随分お話しになりました。苦しみも伴うつらいことも伴うけれども、それを乗り越えなければ新しい展望というのは開けない。ただ今までみんな守つてきた権益をそのまま守つておってはなかなか元年と言つても元年にならないという気がしまして、それだけの支援はしますけれども、やる農家の人たちもその意気込みというか覚悟をして取り組む。それは次の時代の子供たちのために今我々はやる、この気概があるかないかというのがやれるかどうかにつながるんだろう、こう思つております。

余り長くなりますが、多様にそこそこに合つたものでやるんでも、それをどうやるか。複合だと半分でいい、あるいは単純にはいかぬでしょと私は申し上げざるといいますのは、例えは土地利用型ということになりますと、土地の所有とのかわりがありましたが、それこそ金曜日の議論ではありませんが、規模も拡大をし、それは法人化にしろ何にしろそういう形で物をやっていかなければならない、そなへばやはり同じ頭数で物を分配していくともななかうまくいきません。そなへばいきませんということになりますと、単位経営の頭数を減らすことを考えなきゃなりません。ということになつてくれば、農業を離れない人が出でてくる、農業を離れない人対策をどうするんだ。他産業と言つけれども、他産業の方も今不景気だと、景気の波にいろいろと遭つたり、後に議論になりますけれども、特に中山間地などといふところになれば条件は非常に不利であります。

そういうふうな問題などもいろいろと絡まってまいりますので、そう単純ではないと思うんです。大臣のおっしゃるようにも単純ではない、いろいろある。あるだけにやっぱり全体としてそなへまづ金というものが一般的ではない。家のローンだとかなんとかいうのがいろいろとある人たちもかなりいますけれども、それが一般的とは言えないと、一般的にはサラリーマンであればそなへまづ金といふことは言えないですね。だが、農業の場合はほとんどがそういう形では借金を抱えていると言つていい。仮に御本人がやめれば、その御本當といふことをやつぱり補助金が出るからというのでどんどん買って、後で成り立つかどうかでやらないといかぬわけです。何で使っていないのかと聞かれたらい、いや靈氣代が高いから使わないんだと。ですから、それ一つ投資するときには全部の計算をしてしまったら、十二チャンネルで別海町のサイロをすばらしいのをつくつて、これを使っていい

けれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。○國務大臣(田名部匡省君) 個々に一軒一軒議論するとなかなか難しいところもあるし、そうでもないところもある。ですから、これは基本的に地域の実情に応じて創意と工夫の中で実態に合わせて、自分たちならば今よりよくするには一体どうか設備をするのかということをやつぱり何といつてもやつぱり、私は経営感覚感覚とさつきから申し上げておりますのは、さっきそこで、次には他産業並みの生涯所得を得ることができる、その可能性。これも私は疑問が現在残つてゐるんであります。それは、例えは土地利用型農業にいたしましてもかなり負債を抱えていなくて、それこそ他産業に稼ぎに行つて、その資金をこの中へつぎ込んでいっているんですから、例えばコンパインを買つにしてみても何にしてもね。ということになつてまいりますと、言つてみればこれは一種の借金をしているのと同じですということになつてまいります。畜産関係なんかになればなあさら、今酪農もそうでありますけれども、負債というものは問題になります。この負債がそれこそ後継者の問題にもかなり影響をしてくる、こういうことになります。

他産業並みのということは、それは中には膨大な借金をする人も個人にはあるでしょうけれども、一般的にはサラリーマンであればそなへまづ金といふことは言えないですね。だが、農業の場合はほとんどがそういう形では借金を抱えていると言つていい。仮に御本人がやめれば、その御本當といふことをやつぱり補助金が出るからというのでどんどん買って、後から全然採算合わないということではなくて、企業的な感覚でやつぱりいたい。それで成り立つないとすれば、そのことではないことをやつぱり考えていかなきゃならぬということはあると思うんですね。

ですから、例えは借金があるあるということで



ました。よっぽど米が足りなくなつて食糧事務所も深刻に働きかけておったようですが、農協も真剣になって米集めをやっておりました。このときの皆さんのお話を聞きますという、こういふ状況が続いていたら外国に迫られて米の市場開放をやる前に他用途米あたりから輸入せざるを得ないような状況になつてしまいか、こういう話を随分と聞いてまいりました。

そこで、初めに需給事情を若干伺いたいのですがあります。他用途米であります。

他用途米のことの需要は四十四万トン、これは抑え目でありますし、それから集荷の量が三十八万トンになつたというふうに伺っております。したがいまして六万トン足りない。この足りない六万トンについては新米の早食いとそれから自主流通米の交換でつないでいこうという状況であるやに聞いておりますが、そういう状況なのかどうか、食糧庁長官、いかがでしようか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 四年産米の生産量は、

御案内のとおり減反緩和した中で昨年より百万ト

ン増の約千五十万トン程度の生産量になつたわ

けです。ところが、三年産米の生産が作柄が悪かっ

たというようなことで、いわゆる三年産米の米穀

年度末の持ち越し在庫が少なかつたというよう

ことで、全体としての生産量はふえましたけれど

も思うように安い価格の米が集まつてないとい

うのは、これは否めない事実でございます。

他用途米につきましては、御案内のとおり加工

用米穀に供給しておるわけでござりますけれど

も、加工用米穀の需要量は大体百四十万トン、そ

のうち、従来は自流米それから他用途米、規格外

米、それぞれが、他用途のいろんな内容があるわ

けでござりますけれども、その三分の一ずつぐら

いを供給したわけでござります。ところが、四年

産米生産量はふえましたものの、その中で、生産

量はふえていまますので、規格外米も生産量大体五

百ぐらい出ますのでふえているわけですけれど

も、全体としての米の需給が引き締まり気味で

あつたということで規格外米が思つたように出で

ます。他用途米であります。

他用途米に向けるものを主食用米に回したというよ

うなことで、他用途米に回される量が減つてきて

いるという方が先生が御指摘のようなことでござ

います。今のところ私どもが数字として見ており

ますのは今先生が御指摘したようなことでござい

ますけれども、大体年を越しまして規格外米の米

がちょっと最近値下がりしておりますけれども、

これが出てきているということだと思います。

そういうこともありますので、今後どういうこ

とになるのかもう少し様子を見る必要はあるか

と思いますけれども、いずれにしましてもその動

きが出てこなければ、先生御指摘のように、四年

産米もやつたわけでござりますけれども、主食用

米との交換でありますとかあるいは早食いとかと

いうことで、とにかく通常年度程度の需要量につ

いては供給するという考え方で対応していきたいと

いうふうに考えております。

○谷本義君 食糧庁の側から事前に質問取りに來

ていただきまして、いろいろ状況を伺いながら

伺つておるのでありますから、大体こっちもかな

うと異常に多い。自流米からの大口のUターナー

ンがあつて初めて政府米が数字的にようやくつな

ぎ合わすことができたという状況なんじゃないで

しょうか。

それで、私伺いたいのは、なぜ農家は昔と違つ

て政府米を積極的につくつてくれないようになつ

たのか。それからまた、思うように政府に米が集

まらなくなつたのはなぜなのか。最大の原因は何

なのかな。いろんな原因がありますから、最大の原

因はなんのか、そこだけ伺いたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 私は三年産米の不作が

いろんな面で影響しておると思います。全体的な

需給が引き締まりぎみであるところにそ

ういう原因があるのではないかというふうに理解し

ております。

○谷本義君 自主流通米の方は積極的に皆さんつ

くついているんですよ。政府米の方はさっぱりつ

くつてくれない。他用途米もなかなかつくるのが

難しい、価格の問題がありますから。そういうふ

うになつていいんですね。

そういう状況の中で、こここの委員会でも何度も

お尋ねしてきておりますけれども、政府

も、もう時間がないから先へ行きます。

次に、政府米であります。需要が百六十五万ト

ンから百七十五万トンと、これに対して供給の方

に持ち越し米二十五万トンを加えますというと次

米穀年度へは二十万トンの持ち越しになるだろう

という、政府米の方も大変厳しい状況だというふ

うに伺つておるのでありますが、まずその中身で

回つた他用途米の供給をしたわけでございます。

そういったことが一方ありますし、それから他

用途米に向けるものを主食用米に回したというよ

うなことで、他用途米に回される量が減つてきて

いるという方が先生が御指摘のようなことでござ

います。今のところ私どもが数字として見ており

ますけれども、大体年を越しまして規格外米の米

がちょっと最近値下がりしておりますけれども、

これが出てきているということだと思います。

そういうこともありますので、今後どういうこ

とになるのかもう少し様子を見る必要はあるか

と思いますけれども、いずれにしましてもその動

きが出てこなければ、先生御指摘のように、四年

産米もやつたわけでござりますけれども、主食用

米との交換でありますとかあるいは早食いとかと

いうことで、とにかく通常年度程度の需要量につ

いては供給するという考え方で対応していきたいと

いふうに考えております。

○谷本義君 食糧庁の側から事前に質問取りに來

ていただきまして、いろいろ状況を伺いながら

伺つておるのでありますから、大体こっちもかな

うと異常に多い。自流米からの大口のUターナー

ンがあつて初めて政府米が数字的にようやくつな

ぎ合わすことができたという状況なんじゃないで

しょうか。

それで、私伺いたいのは、なぜ農家は昔と違つ

て政府米を積極的につくつてくれないようになつ

たのか。それからまた、思うように政府に米が集

まらなくなつたのはなぜなのか。最大の原因は何

なのかな。いろんな原因がありますから、最大の原

因はなんのか、そこだけ伺いたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 私は三年産米の不作が

いろんな面で影響しておると思います。全体的な

需給が引き締まりぎみであるところにそ

ういう原因があるのではないかというふうに理解し

ております。

○谷本義君 自主流通米の方は積極的に皆さんつ

くついているんですよ。政府米の方はさっぱりつ

くつてくれない。他用途米もなかなかつくるのが

難しい、価格の問題がありますから。そういうふ

うに伺つておるのでありますが、まずその中身で

回つた他用途米の供給をしたわけでございます。

そういったことが一方ありますし、それから他

用途米に向けるものを主食用米に回したというよ

うなことで、他用途米に回される量が減つてきて

いるという方が先生が御指摘のようなことでござ

います。今のところ私どもが数字として見ており

ますけれども、大体年を越しまして規格外米の米

がちょっと最近値下がりしておりますけれども、

これが出てきているということだと思います。

そういうこともありますので、今後どういうこ

とになるのかもう少し様子を見る必要はあるか

と思いますけれども、いずれにしましてもその動

きが出てこなければ、先生御指摘のように、四年

産米もやつたわけでござりますけれども、主食用

米との交換でありますとかあるいは早食いとかと

いうことで、とにかく通常年度程度の需要量につ

いては供給するという考え方で対応していきたいと

いふうに考えております。

○谷本義君 食糧庁の側から事前に質問取りに來

ていただきまして、いろいろ状況を伺いながら

伺つておるのでありますから、大体こっちもかな

うと異常に多い。自流米からの大口のUターナー

ンがあつて初めて政府米が数字的にようやくつな

ぎ合わすことができたという状況なんじゃないで

しょうか。

それで、私伺いたいのは、なぜ農家は昔と違つ

て政府米を積極的につくつてくれないようになつ

たのか。それからまた、思うように政府に米が集

まらなくなつたのはなぜなのか。最大の原因は何

なのかな。いろんな原因がありますから、最大の原

因はなんのか、そこだけ伺いたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 私は三年産米の不作が

いろんな面で影響しておると思います。全体的な

需給が引き締まりぎみであるところにそ

ういう原因があるのではないかというふうに理解し

ております。

○谷本義君 自主流通米の方は積極的に皆さんつ

くついているんですよ。政府米の方はさっぱりつ

くつてくれない。他用途米もなかなかつくるのが

難しい、価格の問題がありますから。そういうふ

うに伺つておるのでありますが、まずその中身で

回つた他用途米の供給をしたわけでございます。

そういったことが一方ありますし、それから他

用途米に向けるものを主食用米に回したというよ

うなことで、他用途米に回される量が減つてきて

いるという方が先生が御指摘のようなことでござ

います。今のところ私どもが数字として見ており

ますけれども、大体年を越しまして規格外米の米

がちょっと最近値下がりしておりますけれども、

これが出てきているということだと思います。

そういうこともありますので、今後どういうこ

とになるのかもう少し様子を見る必要はあるか

と思いますけれども、いずれにしましてもその動

きが出てこなければ、先生御指摘のように、四年

産米もやつたわけでござりますけれども、主食用

米との交換でありますとかあるいは早食いとかと

いうことで、とにかく通常年度程度の需要量につ

いては供給するという考え方で対応していきたいと

いふうに考えております。

○谷本義君 食糧庁の側から事前に質問取りに來

ていただきまして、いろいろ状況を伺いながら

伺つておるのでありますから、大体こっちもかな

うと異常に多い。自流米からの大口のUターナー

ンがあつて初めて政府米が数字的にようやくつな

ぎ合わすことができたという状況なんじゃないで

しょうか。

それで、私伺いたいのは、なぜ農家は昔と違つ

て政府米を積極的につくつてくれないようになつ

たのか。それからまた、思うように政府に米が集

まらなくなつたのはなぜなのか。最大の原因は何

なのかな。いろんな原因がありますから、最大の原

因はなんのか、そこだけ伺いたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 私は三年産米の不作が

いろんな面で影響しておると思います。全体的な

需給が引き締まりぎみであるところにそ

ういう原因があるのではないかというふうに理解し

ております。

○谷本義君 自主流通米の方は積極的に皆さんつ

くついているんですよ。政府米の方はさっぱりつ

くつてくれない。他用途米もなかなかつくるのが

難しい、価格の問題がありますから。そういうふ

うに伺つておるのでありますが、まずその中身で

回つた他用途米の供給をしたわけでございます。

そういったことが一方ありますし、それから他

用途米に向けるものを主食用米に回したというよ

うなことで、他用途米に回される量が減つてきて

いるという方が先生が御指摘のようなことでござ

います。今のところ私どもが数字として見ており

ますけれども、大体年を越しまして規格外米の米

がちょっと最近値下がりしておりますけれども、

これが出てきているということだと思います。

そういうこともありますので、今後どういうこ

とになるのかもう少し様子を見る必要はあるか

と思いますけれども、いずれにしましてもその動

きが出てこなければ、先生御指摘のように、四年

産米もやつたわけでござりますけれども、主食用

米との交換でありますとかあるいは早食いとかと

いうことで、とにかく通常年度程度の需要量につ

いては供給するという考え方で対応していきたいと

いふうに考えております。

○谷本義君 食糧庁の側から事前に質問取りに來

ていただきまして、いろいろ状況を伺いながら

伺つておるのでありますから、大体こっちもかな

うと異常に多い。自流米からの大口のUターナー

ンがあつて初めて政府米が数字的にようやくつな

ぎ合わすことができたという状況なんじゃないで

しょうか。

それで、私伺いたいのは、なぜ農家は昔と違つ

て政府米を積極的につくつてくれないようになつ

たのか。それからまた、思うように政府に米が集

まらなくなつたのはなぜなのか。最大の原因は何

なのかな。いろんな原因がありますから、最大の原

因はなんのか、そこだけ伺いたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 私は三年産米の不作が

いろんな面で影響しておると思います。全体的な

需給が引き締まりぎみであるところにそ

ういう原因があるのではないかというふうに理解し

ております。

○谷本義君 自主流通米の方は積極的に皆さんつ

くついているんですよ。政府米の方はさっぱりつ

くつてくれない。他用途米もなかなかつくるのが

難しい、価格の問題がありますから。そういうふ

&lt;p

ません。ただ、從来から家庭消費等を中心にしていましたのにこたえるために良質米を奨励してきたといふことで、比較的そういう米の需要に適する分野の生産がふえて、それから他方、標準価格米でありますとか業務用米でありますとか加工用米、比較的安い米の需要に対する供給というのが全体的な需給が引き締まる中で窮屈になってきたのは事実でございます。

そういうことから、政府米の需給操作が難しく逼迫しているというのは事実でございますけれども、他方、自流米で供給している部門もある程度の需要をオーバーしているということは事実でございまして、価格形成の場の価格の形成状況を見ましても、十二月ぐらいから銘柄によつてかなり上がるもの、下がるもの、これが出てきたわけだと、相当部分の良質米銘柄の価格は下がってきておるわけでございます。

基本的には需給関係、自流米がふえてきた中で需給関係を反映した価格が形成されているんではないかということで、先ほど申しましたように、基本的に三年産米が不作であつて、それがいろんなところの需要に対応するのが難しくなつて岩盤のところが出てきているというのが今の価格形成状況ではないかと思います。

政府米の集荷を誘導するために、ことしから行いますボスト後期対策では、自主流通対策費の奨励部分を三百円カットする、それで政府米あるいは全体としての政府が管理する自流米を含めた米の集荷努力を行うとか、あるいは他用途米、特に窮屈になつてますモチ米を中心に集荷奨励を生産段階からやろうというような対応をいたしておるわけであります。私はやっぱり需給関係が価格を決定するといふことが基礎になつておるんではないかといふに認識しております。

○谷本義君 そうしますと、私が指摘をしました

○政府委員(鶴岡俊彦君) いや、価格関係もあるわけですが、価格関係は需給関係を反映したものというふうに私は認識しておりますのでございまして、自流通対策費の削減というのも行い、それを財源としましてほかの政府米を中心とした米の集荷に役立てるということをしたわけでございまして、そういう点が価格関係が余り開くごとにありますと、これは同じ米をつくりますので、自流米、政府米、他用途米、いずれにしましても若干の品種の差等はありますけれども、同じ米がそれぞれの用途に違う価格で供給されているということにも、全体的な需給関係を反映しているいろんな問題が起きておるのは事実でございますけれども、根っこには需給関係があり、それが価格に反映され、それがまた集荷の面でも影響しておるということではないかというふうに思つています。

○谷本義君 問題は生産面と流通面と二つあるんです。生産面の場合は自流通米とそれから政府米の格差の拡大があるということを私は言つたんですよ。それから、政府に思つよう米が集まってこない、やみがふえてきた、なぜなのか。その最も有力な原因というのが昭和六十一年からあります。生産面の場合は自流通米とそれから政府米の格差の拡大があるということを私は言つたんですよ。それから、政府に思つよう米が集まってこない、やみがふえてきた、なぜなのか。その最も有力な原因というのが昭和六十一年からあります。生産面の場合は自流通米とそれから政府米の格差の拡大があるということを私は言つたんですよ。それから、政府に思つよう米が集まらなかつて、その証拠を示しなさい。ごちやごちやごちやと言つてゐるんだよ。それはこつちも百も承知の上で聞いておるんだ。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 価格関係がいろんな集荷に影響するというのは、これはもう私としても考えております。ただ、その価格関係が出てくるもととというのは全体的な供給量に影響されておるのではないかと思います。全体的に上がってきまして、三年産は特に全体的には減産でございましたが、三年産は特に全体的には減産でございましたし、それから四年産は、今言いましたように減反緩和その他はありましたが百万トン程度の増減を反映して政府米、自流米、それぞれの米が集まっているといふことが基本ではないかと思つています。価格に差があるといふので、それは農家は率直に言いまして少しでも高い米を売りたいといふのは、これはもう偽らざる気持ちだと思います。しかし、全体的に国内産で需給するわざであります。

○谷本義君 そうしますと、私が指摘をしました

そういう需給関係の中での努力というのが基本ではないかと思っています。

それで、数字を見てみましても三年産米が一番は三年産米の生産が一番減少した、生産量で作柄九五ですか、というようなことを背景としておると思います。それから、四年産米自身も、全体としましても若干の品種の差等はありますけれども、同じ米がそれぞれの用途に違う価格で供給されるのは、需給事情、あるいは価格もございますけれども、そういう点を考えて判断し対応していくことが重要ではないかというふうに考えております。

○谷本義君 長官、白を黒と言い含めるようなそういう言い方はしなさんなよ。毎年毎年のその年その年によっての特殊な事情というのがそれぞれあるんだよ。それはこつちも百も承知の上で聞いておるんだ。

○谷本義君 順ざやになつてきたからこういう状況になつてきているんですよ。そうじゃないと言つたたら、その証拠を示しなさい。ごちやごちやごちやと言つてゐるんだよ。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 価格関係がいろんな集荷に影響するといふのは、これはもう私としても考えております。ただ、その価格関係が出てくるもととというのは全体的な供給量に影響されておるのではないかと思います。全体的に上がってきましたが、二十五万トン、来年は三十五万トン。そういう中での価格のあり方というのは、そういうことを置いた価格形成がされますので、そういう中では価格というのはそういうことをしますとなかなか一般に流通する、やみ米は我々が余り口で言うのを言われるけれども、一方に在庫過剰がありますと、米自身の価格というのもそういう在庫を頭に渡し米価は、逆さやの時代というのは売りも買ひも政府に集中したんですね。全体の需給事情もさることながら、基本はやっぱり価格関係ですよ。昔のことからずつと思い出してみてこちらなさい。違いますか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) ずっと昔のことを申し上げますと、それは二回の過剰といふようなことを背景にしましてかなり米余り現象で、実際的な需給事情、あるいは価格もございますけれども、そういう点を考えて判断し対応していくことが重要ではないかといふふうに考えております。

○谷本義君 たゞ、昨今政府米の在庫が、一番在庫を持っていますのが政府でございまして、その在庫が去年は二十五万トン、来年は三十五万トン。そういう前提とした価格形成が出てくるのではないかと思います。

ただ、昨今政府米の在庫が、一番在庫を持つてゐるだけではありません。一方に在庫過剰がありますと、米自身の価格というのもそういう在庫を頭に渡す。

ただ、昨今政府米の在庫が、一番在庫を持つてゐるだけではありません。一方に在庫過剰がありますと、米自身の価格というのもそういう在庫を頭に渡す。

あなたが官房長をやつておられる時代でした。私がここで「市場開放阻止のことについて大臣に質問した際のことあります。私が申し上げたのは、食料安保ということを日本政府は米市場開放ができないということの最大の理由として挙げられておった。そこで私が伺つたのは、「八〇年代の農政の基本方向」では、まさしく食料安保というのを出していたんですね。ところが、その後

それが消えてしまった。そして、対外折衝用に食料安保という言葉を出してきたんだが、これはつま合わせじゃないかということを言いましたところ、当時の官房長のあなたがお答えになつたのは、食料安保は「八〇年代の農政の基本方針」における食料安保論と毫も変わっていないということをお答えになりました。その点は今日も変わりありませんか。

○政府委員(鶴嶺謙吉君) 言葉はどういう言葉を申し上げたか、それは私は定かに覚えていませんけれども、米自身、国会での衆参それぞれ三度の決議があるわけでございまして、そういうことにあらわれています。それから米自身の食生活上の重要性あるいは農業経営の重要性、これはよく承知しておるわけでございまして、国内産で供給するという基本方針にのっとってやっていくという姿勢は一切変わっておりません。

○谷本義君 最近の食管は、あり方で言いますと、政府米にしたって自主流通米にしたって他用途にしたって、結局価格関係が先ほど申し上げたような形に変質してきておりますから、したがって生産者団体において自主的につくってくれるというような格好になり始めてきておる。随分食管は変わりましたよ。

く必要があるということで、我々が米の供給を確保するためにも、これは強権を持ってやるというふうな時代ではございませんし、実際を理解しながらやっていただく、そういう点では行政指導は必要であると思いますし、そういう考え方自身は系統農協も十分理解していただいておるところでございます。

いずれにしましても、そういう系統農協と一緒にになりまして生産について誘導をする。それからまた、まあ農協食管というのはちょっとオーバーだと思います。いずれにしましても、穴があきませんと責任は政府にあるわけでございますので、系統と一緒にになって必要なそれぞれの用途に適した米を確保していくことが大事だと思います。

いずれにしましても、私どもは系統と一緒にになって食料を確保、供給していくということには万全を期したいというふうに考えております。

○谷本義君　いいですか、食管の最大の政府がやらなきゃならぬ仕事というは何なのかといえども、政府米一定量をきちんと買って、そして政府自身が需給調整をやっていく上での物的手段をきちんと持っているということ、これが基本ですよ。一番大事なことですよ。

ところが、政府米は集まつてこないんでしょう。そして、自主流通米からJUTAーンさせてもらわなきゃ政府が市場操作で必要とする米を持つことができないという状況になつてきているんでしよう。政府に米が集まらないような仕掛けを價格関係で皆さん方つくってきたんですよ。それに平成五年から六年の米の需給見通しだって見て、らんなさい。農家消費等というのが実に三百九十八万トンになつておる。例年より四十万トンも多めですよ。不正規流通米がふえざるを得ないといふ状況などもあってそういう状況の経過がつくられてきているんじゃないんですか、いかがですか。

いかと思うんです。確かに、御指摘のよう米が減り、自流米がふえ、残念ながら縁故米等を中心としましたもう一つの米がふえているのも事実でござりますけれども、三年産米があれだけ不作になり、しかも四年産米を通じまして古米在庫がああいう状況になりましても、国民自身が食料、特に米について不安を抱かないというは、これは、私がこんなことを言うとまたおしかりを受けるかもわかりませんけれども、食管制度の運用が時代時代の変遷に応じてそれなりに適応してきてるんじゃないかと思います。

若干、私自身も自流米の比率が行き過ぎになつているというのは事実だと思いますし、もう少し政府米を確保するというのが円滑な操作には必要だと思いますけれども、いずれにしましても、自流米自身も政府が全体として管理する計画の中にありますけれども、いざれにしましても、あるわけでございまますので、他方、系統自身も余り自流米自身を持つてはいますと、先ほど申し上げましたように、一定の需要三百八十万トン程度といいますか、それぐらいの需要が一つの目安だと思つていますし、それを超えますとやっぱり価格が下がっていく。それが現に二月の価格形成の場にあらわれていますし、今後また五月の価格形成を見なければ即断はできませんけれども、そういうことでありますので、系統で主として担つている自流米、それから政府が対応している政府米、その両方を合わせて全体の需要を見ながら操作していくれば食料の安定供給という目的は達成できるんではないかというふうに考えておりまして、そういう方向に万全の努力を注いでいきたいというふうに考えております。

○谷本蘿君 そうしますと、あなたたは政府手持ち米というのは幾らもなくとも構わないという考え方なんですか。私がさつきから伺っているのは、政府米は、一定量政府が米を集めて需給の安定がきちんとできるような状況にしていくことが食管の基本だと私は言つているんです。あなたたは違うような話になつてきているんだよ。どうなんですか、そこは。聞いてることについて答えてください

さよい。聞いていないことばかりあなたお答えになつてゐるんだから。もう時間がたまらぬですわ、私の方は。

○政府委員（鶴岡俊彦君） 私自身幾らでもいいと  
いうわけで言つているわけではございません。政  
府米の需要は百八十万程度は大体かたい固定需要  
があるわけでございますので、それに加えまして  
需給操作、在庫を持つということもありますの  
で、そういう全体的には底がたい需要、さらにそ  
れに操作上のプラスアルファを加えまして、今  
集まっている量ではやや不足ではないか、もう少  
し政府米の集荷というのをやる必要があるとい  
ふうな認識はいたしております。

○谷本義君 どうもこれは、まだもうちょっとと時  
間をとつてやらなきゃらちが明かぬようには思つて  
あります、もう時間が、畜産の方を何うこと  
がとうとうできなくなつちゃいましたけれども。

最後にちょっと申し上げたいのは、米の市場開  
放を阻止するのには、これはやっぱりガットの現  
行規定からして食管というのはどうなきゃならぬ  
かという問題が私はあると思うんですよ。米の市  
場開放は応ずることはできませんと日本政府が  
言つてきたこれまでの最大の根拠は何かといえ  
ば、一つは國家貿易にしているということね、食  
糧管理法で。それからもう一つは、国の責任で管  
理をしている、そして生産調整も行つてているとい  
うことが大きな論拠だつたわけでしよう。

生産調整にしても残念ながら法律事項にはなつ  
てはいない。なつてはいけないがペナルティーを伴  
うという、つまり限度数量枠というのをきちんと  
決めて、そして実効性がちゃんと裏打ちされてい  
るというところに最大の特徴があつたわけです  
ね。ところが、そのペナルティーにしてみても今  
よりはよそへ高く売つた方がいいんですね。ペナ  
ルティーがペナルティーとして効かなくなつてし  
まつたという状況が出でているわけです。

そうしてみますと、ガット交渉になつてゐるうちに台がどうも崩されてきているのではないかといふ問題が出てきているわけなんですね。もとをなぞってみますというと、結局売買順ざやにされたといったいうところに最大の問題点がある。これをやつたのが、長官、あなたがやつたとは私は思はないよ。臨調がやつてきたんですよ。臨調に押され切られて食糧庁も臨調と同じような今言い方になつてきているわけでしよう。臨調の発想といふのと、国会が米の市場開放やらないということを何度もわかつて決めできているということは發想が違うんです。違うのにもかかわらず臨調の立場の方に食糧庁が足を踏み入れてきた。そのところにきょうの答弁の極めて無意的な、あいまいな、すつきりしない、そういう状況になつてきて、いると私は思うのです。

らどうかという意見が随分多いんです。それはで  
おいてこれはきちっとしなきゃならぬ。  
しかも自由化反対という中で農家の皆さんにも  
申し上げておりますが、國も責任があるけれど  
も、農家の皆さんも、加工であれ何であれ全部安  
定的に供給するという、この責任を持ってやって  
もらわぬと、もうだれだって高い方を売りたいの  
わかります。だからといって、自主流通米、政府  
米とこう言つても、米に印つけているわけじゃあ  
りませんから、米は米として、足りないときはこ  
うするとかいろんなことは、これは中での話であ  
りまして、やらなきゃならぬ事情にある。どうし  
てもつくりたくないということになれば、これは  
加工だけは自由化してもらわぬとということにな  
るんで、それがみんな嫌なんですから、であれば  
責任持つて団体の方もやるということになきゃい  
かぬ。

ことで弊害というものは起きている。それはなるべく国内だけは自由にしながらも、基本のところはしっかりと守っていくということではないでしょうかと、こう思いまして、御意見、まあまあそういう面もあるなということもあります、全体的にどうするか。

臨調のお話ですが、三兆円もかけて処理した。これも国民の負担ですから、米は安いが負担は大きいということになると、実際に高い米を食べているということになる一方の消費者の立場も私たちが考えなきいかぬということで、私はいつも申し上げるんですが、農家の皆さんも生産性を上げて、そつとして努力をして、いささかも税の形で負担している国民の皆さんに安全で安いものを貢献するというこの気持ちはなくはないでくだよいい。できるかできないかは別でありますけれども、やっぱりその努力、そういうことと相まって、國民も理解をしながら農家を守っていこう、こういう気持ちになつてほしいなと、こう思っております。

御意見は十分聞きながら、今後国民がこの体制を万全なものにしていきたいという気持ちがけはしつかり持っておりますので、努力してまい、こう思っております。

そういう中で、まず第一点お伺いをしたいわけ  
でございますけれども、いろいろ数字を伺つてお  
りますと、新規卒業の就農者というものが昭和四十  
年ころは約七万人いたのに今日では千八百人に激  
減しているという数字で御報告をいただいている  
わけでございます。今年に入りまして新規の就農  
者がわずかに四百名弱とまさに壊滅的な激減現象  
が起こつてきております。

この問題一つをとりましても、私たちも子供の  
ときは戦争中でございましたから小学生ころでも

午後一時一分開会  
○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査報告のうち、平成五年度の農林水産行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢原秀男君 今回、「新しい食料・農業・農村政策の方向」についての農林水産省の政策というのが発表されまして、内外にも非常に大きな反響

○國務大臣(田名部國省君) 見方はいろいろおありでしようけれども、私は何といつても日本の高度経済成長、このために、一つには都市近郊の農業に悬念するわけでございますが、大臣の方でこの原因はこれとこれなんだと、もしそういうことがありましたら指摘をしていただきたいと思います。

地というものが工場に必要であったために大変高くなつた、そのため、残った土地も高いものですからなかなか規模拡大が進まない。他産業の方が所得も高いということもあり、一方では農業の機械化が進んで從来のように多数の人で農業をやるということはもうできない、小人数でもやれるようになつたということから、一方では労働者を求める、一方では機械化の進展によつて過剰になつてくるということがあります一つあつた。したがつて、何といつても高度成長の中で所得に格差が出てきたということで若い人たちがもうござつて都会に出ていったことが、一つは一極集中で見るようには極端にそれが進んだのではないかだろうか。その過程の中で、農業も一生懸命やろうと思つても、今申し上げたような状況、所得の格差を埋める方法というものがなかなか見つからない。しかし、高齢化がどんどん進みましてこれではもうどうにもならぬということ、前々からそう思つておつたわけですが、今回この新しい政策の中で、そういう条件も満たしながら農業というものを考えていく。もつといろいろあると思いますが、基本的には大体そういうことだらうと思っております。

○矢原秀男君 確かに今大臣がお話しになりましたが非常に大きい現象だと思うわけでございま

したけれども、魅力のある農村というものは、今この新しい政策によつて、確かにこれを着実にすればいろいろと問題解決があるなとか、こう思つてゐるわけなんですが、ここで魅力のあるということがありますね、ちょっと質問のあれはしてない

ことになれば、ちょっとと考えながら、二十一世紀に、この政策の中にもございますけれども、これだなと私が思つていますのは、政策で研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(上野博史君) まことに申しわけないんでござりますけれども、その資料を手元に持ち合わせておりませんが、確かにこれから農業の発展のかぎというのは技術開発の成果のいかんにかかっているところが非常に大きいといふふうに考えております。

一つは、新しい品種の育成といいますか、そういうものがあるわけでございまして、先端的なバイオ技術の発展というよなことがこの関係の分野において非常に重要だらうとふうに考へております。

それからもう一つは、けさほどの議論にもございましたが、農業の労働時間の短縮化を図つて、都市化という形のこれだけは先取りで推移を

されています。そこで、今大臣お話しさだきました高齢者人で、都市化という形のこれだけは先取りで推移を

している、こういうふうなことが非常に大きな今後問題にならうかと思うんです。

これで、今所得格差のことでも大臣仰せになります。

○矢原秀男君 とにかく本当に魅力のある農業といふなことを、特に後継者の皆さん方が本当に他産業よりも将来希望があるなど、こういうことが基づいたんですねが、私もきょうずつと考えながら、

二十一世紀に、この政策の中にもございますけれども、これが思つていますのは、政策で

研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっとと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的に幾つかの問題点の解決を図りたいことがあります。

私は、農業というのは魅力のある頭脳産業だと

思つてます。普普通の人じゃなかなかできないんです。いろんな知識が豊富でなきゃいかない

ね、機械の操作もしなきゃならぬ。そういうこと

で、今の昭和世代の人たちはそういう教育も経験もなかつた人たちがやってきた農業なんですね。これからはそういう時代になりますので、いろんな

バイオテクノロジーとかそういうものを使って生産性の高い質のいいものをつくっていくといふことは、それは国土が狭いものですから、単収当たりの生産性というものを考えるとそういうことをこれから積極的にやらぬと外國との競争にも敗れしていくこともありますし、どうしてもこの

面についてはやはりなきゃならぬといふことで、一方では機械をもつと便利なようにつくるといふことで、そうしたことも予算化してこれから

もその点に努力していかきゃならぬ。

それからいま一つは、これから新しい経営には

パソコン、ファクシミリ、それから企業的な勉強をしなきゃいかぬといふことで、去年の米価の中にもう既に織り込んで、若い意欲のある担い手、

これからの人たちのためにもう既にスタートをさせております。そういうことを一体としてやつて

います。

今、委員お話しのように、いろいろと若い人た

ちに対してどういうことを考えていくかといふことを考えますと、どうしても所得において他産業

並み、労働時間においても他産業並みがまず一つの目標として、政策として打ち立てなきゃいか

ねということがあります。

いかなきゃならぬ日本の農業だといふに感じております。

○矢原秀男君 とにかく本当に魅力のある農業といふなことを、特に後継者の皆さん方が本当に他産業よりも将来希望があるなど、こういうことが基づいたんですねが、この政策の中にもござりますけれども、これが思つていますのは、政策で

研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっとと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、

こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的に幾つかの問題点の解決を図りたいことがあります。

私は、農業というのは魅力のある頭脳産業だと

思つてます。普普通の人じゃなかなかできない

ね、機械の操作もしなきゃならぬ。そういうこと

で、今の昭和世代の人たちはそういう教育も経験もなかつた人たちがやってきた農業なんですね。これからはそういう時代になりますので、いろんな

バイオテクノロジーとかそういうものを使って生産性の高い質のいいものをつくっていくといふことは、それは国土が狭いものですから、単収当たりの生産性というものを考えるとそういうことをこれから積極的にやらぬと外國との競争にも敗れていくこともありますし、どうしてもこの面についてはやはりなきゃならぬといふことで、一方では機械をもつと便利なようにつくるといふことで、そうしたことも予算化してこれからもその点に努力していかきゃならぬ。

それからいま一つは、これから新しい経営には

パソコン、ファクシミリ、それから企業的な勉強をしなきゃいかぬといふことで、去年の米価の中にもう既に織り込んで、若い意欲のある担い手、

これからの人たちのためにもう既にスタートをさせております。そういうことを一体としてやつて

います。

今、委員お話しのように、いろいろと若い人た

ちに対してどういうことを考えていくかといふことを考えますと、どうしても所得において他産業

並み、労働時間においても他産業並みがまず一つの目標として、政策として打ち立てなきゃいか

ねということがあります。

いかなきゃならぬ日本の農業だといふに感じております。

○矢原秀男君 とにかく本当に魅力のある農業といふなことを、特に後継者の皆さん方が本当に他産業よりも将来希望があるなど、こういうことが基づいたんですねが、この政策の中にもござりますけれども、これが思つていますのは、政策で

研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっとと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、

こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的に幾つかの問題点の解決を図りたいことがあります。

私は、農業というのは魅力のある頭脳産業だと

思つてます。普普通の人じゃなかなかできない

ね、機械の操作もしなきゃならぬ。そういうこと

で、今の昭和世代の人たちはそういう教育も経験もなかつた人たちがやってきた農業なんですね。これからはそういう時代になりますので、いろんな

バイオテクノロジーとかそういうものを使って生産性の高い質のいいものをつくっていくといふことは、それは国土が狭いものですから、単収当たりの生産性というものを考えるとそういうことをこれから積極的にやらぬと外國との競争にも敗れいくこともありますし、どうしてもこの面についてはやはりなきゃならぬといふことで、一方では機械をもつと便利なようにつくるといふことで、そうしたことも予算化してこれからもその点に努力していかきゃならぬ。

それからいま一つは、これから新しい経営には

パソコン、ファクシミリ、それから企業的な勉強をしなきゃいかぬといふことで、去年の米価の中にもう既に織り込んで、若い意欲のある担い手、

これからの人たちのためにもう既にスタートをさせております。そういうことを一体としてやつて

います。

今、委員お話しのように、いろいろと若い人た

ちに対してどういうことを考えていくかといふことを考えますと、どうしても所得において他産業

並み、労働時間においても他産業並みがまず一つの目標として、政策として打ち立てなきゃいか

ねということがあります。

いかなきゃならぬ日本の農業だといふに感じております。

○矢原秀男君 とにかく本当に魅力のある農業といふなことを、特に後継者の皆さん方が本当に他産業よりも将来希望があるなど、こういうことが基づいたんですねが、この政策の中にもござりますけれども、これが思つていますのは、政策で

研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっとと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、

こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的に幾つかの問題点の解決を図りたいことがあります。

私は、農業というのは魅力のある頭脳産業だと

思つてます。普普通の人じゃなかなかできない

ね、機械の操作もしなきゃならぬ。そういうこと

で、今の昭和世代の人たちはそういう教育も経験もなかつた人たちがやってきた農業なんですね。これからはそういう時代になりますので、いろんな

バイオテクノロジーとかそういうものを使って生産性の高い質のいいものをつくっていくといふことは、それは国土が狭いものですから、単収当たりの生産性というものを考えるとそういうことをこれから積極的にやらぬと外國との競争にも敗れいくこともありますし、どうしてもこの面についてはやはりなきゃならぬといふことで、一方では機械をもつと便利なようにつくるといふことで、そうしたことも予算化してこれからもその点に努力していかきゃならぬ。

それからいま一つは、これから新しい経営には

パソコン、ファクシミリ、それから企業的な勉強をしなきゃいかぬといふことで、去年の米価の中にもう既に織り込んで、若い意欲のある担い手、

これからの人たちのためにもう既にスタートをさせております。そういうことを一体としてやつて

います。

今、委員お話しのように、いろいろと若い人た

ちに対してどういうことを考えていくかといふことを考えますと、どうしても所得において他産業

並み、労働時間においても他産業並みがまず一つの目標として、政策として打ち立てなきゃいか

ねということがあります。

いかなきゃならぬ日本の農業だといふに感じております。

○矢原秀男君 とにかく本当に魅力のある農業といふなことを、特に後継者の皆さん方が本当に他産業よりも将来希望があるなど、こういうことが基づいたんですねが、この政策の中にもござりますけれども、これが思つていますのは、政策で

研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっとと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、

こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的に幾つかの問題点の解決を図りたいことがあります。

私は、農業というのは魅力のある頭脳産業だと

思つてます。普普通の人じゃなかなかできない

ね、機械の操作もしなきゃならぬ。そういうこと

で、今の昭和世代の人たちはそういう教育も経験もなかつた人たちがやってきた農業なんですね。これからはそういう時代になりますので、いろんな

バイオテクノロジーとかそういうものを使って生産性の高い質のいいものをつくっていくといふことは、それは国土が狭いものですから、単収当たりの生産性というものを考えるとそういうことをこれから積極的にやらぬと外國との競争にも敗れいくこともありますし、どうしてもこの面についてはやはりなきゃならぬといふことで、一方では機械をもつと便利なようにつくるといふことで、そうしたことも予算化してこれからもその点に努力していかきゃならぬ。

それからいま一つは、これから新しい経営には

パソコン、ファクシミリ、それから企業的な勉強をしなきゃいかぬといふことで、去年の米価の中にもう既に織り込んで、若い意欲のある担い手、

これからの人たちのためにもう既にスタートをさせております。そういうことを一体としてやつて

います。

今、委員お話しのように、いろいろと若い人た

ちに対してどういうことを考えていくかといふことを考えますと、どうしても所得において他産業

並み、労働時間においても他産業並みがまず一つの目標として、政策として打ち立てなきゃいか

ねということがあります。

いかなきゃならぬ日本の農業だといふに感じております。

○矢原秀男君 とにかく本当に魅力のある農業といふなことを、特に後継者の皆さん方が本当に他産業よりも将来希望があるなど、こういうことが基づいたんですねが、この政策の中にもござりますけれども、これが思つていますのは、政策で

研究開発の中に、農業を技術集約型産業として確立するというあれでこの政策に五点ほど挙げていらっしゃいますね。画期的な技術開発の推進、それから二番目には基礎的・先導的研究の充実、三番は地域の特性に対応した農業技術の開発、四番は地球環境問題解決のための技術開発、五番目に研究戦略の明示、こういう具体的な政策を挙げていらっしゃる。そういう中で二十一世紀初頭に実用化が見込まれる先端技術の主なものといふ非常に希望のある五点ほどを掲げていらっしゃるわけなんですね。

まず、事務当局の方で、この五点は實際に本當にすばらしいんだとちょっとと具体的に御説明していただいて、そして後で大臣から、先端技術、

こういうようなものを用いて二十一世紀にこれを実用化を必ずするんだというのもちょっとと確認的御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(田名部匡省君) 基本的に幾つかの問題点の解決を図りたいことがあります。

私は、農業というのは魅力のある頭脳産業だと

思つてます。普普通の人じゃなかなかできない

ね、機械の操作もしなきゃならぬ。そういうこと

で、今の昭和世代の人たちはそういう教育も経験もなかつた人たちがやってきた農業なんですね。これからはそういう時代になりますので、いろんな

バイオテクノロジーとかそういうものを使って生産性の高い質のいいものをつくっていくといふことは、それは国土が狭いものですから、単収当たりの生産性というものを考えるとそういうことをこれから積極的にやらぬと外國との競争にも敗れいくこともありますし、どうしてもこの面についてはやはりなきゃならぬといふことで、一方では機械をもつと便利なようにつくるといふことで、そうしたことも予算化してこれからもその点に努力していかきゃならぬ。

それからいま一つは、これから新しい経営には

パソコン、ファクシミリ、それから企業的な勉強をしなきゃいかぬといふことで、去年の米価の中にもう既に織り込んで、若い意欲のある担い手、

これからの人たちのためにもう既にスタートをさせております。そういうことを一体としてやつて

います。

それから一つは、食料政策としては、生産性向上と品質やコストの面で改善を図っていかなければならぬ。特に私どもは五〇%まで自給率を上げるということを閣議で決定しておりますので、これが一つの政策になるわけであります。それをやるために、農業を職業として選択する魅力ある経営体というものをつくつていかなきゃならないということ。それからいま一つは、生産の方ばかり申し上げましたが、生産と同時に、私は農業を守るというよりも農村社会をどうするか、これは日本にとってもう重要な問題でありますから、農村社会をきちっと維持していくことになると生活環境面。この二つの柱を立て、あとはこまごことを言えばいろいろありますけれども、この二つと食料問題というものを置きながら努力していかなければならぬというふうに考えております。

そのためには、地域の農業者の多様な取り組みというのは、これはまた地域地域によって気温も違うし、土地の広さの条件もある、したがって地域ごとにこうするならば我々は魅力を持ってやれるという案をつくってください。上から今までのようないふくらみで、下からそういう風に思ふて、そういう積み上げをして、努力をして、それを我々は支援していくふうに考えております。

何としてもこれは達成して、本当に出生率の低い少ない若い人たちにやっていただける農業というものをを目指していかなきゃならぬ、こう考えております。

○矢原秀男君 次に、この新政策において効率的な経営形態としての個別経営体や組織経営体についての育成が言及されております。しかしながら、家族経営についてのその意義や重要性という観点から家族経営体をなくさないよう常に大切にしている傾向もあるわけでございます。

が、この家族経営についての位置づけ、これについては大臣はいかが考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(田名部匡省君) 決してそういうふうに考へているわけではないんで、個別経営体といふことがありますが、これは家族経営体の発展した姿というふうに受け取っていただきたいんであります。何といっても現状の家族経営というのは家計と経営が分離されていない、何となくごっちゃにあっていまして、私どもも手の打てない困難さと云うのはそこにありますね。そういう関係、給料の関係も不明確。いろんな意味で家族といふのはいいのですが、一方には子供も給料をもらえない、嫁さんも給料もらえないということがありますので、この面に問題がある。それから新規就農者の確保ということになるとこれもなかなか難しい。こういうことの経営の近代化を進めにくために、経営体経営体と言つておりますが、家族でもそういうことをしっかりしてほしいという気持ちがあるわけです。

そうなると、一体どの程度の耕作面積、何と何を組み合わせて一年間働けるようなシステムをつくれないか。よく米価のときにサラリーマンの給料が上がつて米価が下がるのはけしからぬと私は去年も怒られました。賃金は下げてないんですけど、労働時間が短縮になるのですから、掛けるが、労働時間でいくと賃金は上がるが米が下がるという今の仕組みになっているわけです。

そういうことを考えてみると、米は一反歩当たり四十三時間ぐらいですから、三反歩や四反歩やったんでは一ヵ月働いてあとは何かやらなきゃならない。そういうやっていくことを考えてやってほしい。一年間労働者と同じ時間、休みには休んでいて高いのか低いのかこともありまして、何とか私どもはそういう企業的な感覚でやつ

てほしいというのはそこなんです。そこが出てこなければ、農家の最大努力できる部分はこの部分、あとはやっぱり何とか国や自治体が支援してほしいのはことこういうことはっきりさせたいと思うんですね。

そうすると、全体が見えてくれば、自分も努力すれば報われるなということがわかるとやりがいというものはある出てくると思うんですけど、今はもう実態がもうかっているのか損しているのか、どうなっているのかというのがわからないと意欲が出てこないと思うんですね。喜びというのは、田畠地主に向かって目標を達成する、次の目標にまた向かうというところで出てくるわけでして、そういうことをぜひやりたい、こう考えておりまして、決して家族経営の方はどうでもいいとは考えておりませんし、そちらはそちらで可能な限りうまくやることを考えてほしい、こういうことです。

○矢原秀男君 午前中質疑をされていらっしゃる中で大臣が、この新政策でもうなんですかねども、女性の役割というものを明確化されて、農村女性のいろんな御希望をきちっとかなえていらっしゃる政策をもう完全にされたのかな?と思ひながら私も伺っているわけですが、農家の婦人が援助を期待することについて、三十歳から三十九歳の方に平成二年に省でアンケートをとつていらっしゃいますね。

定期的な農休日の普及、これが四一%、農村社会の意識改革三五%、農業労働の軽減二五%、高齢者介護の軽減一六%など、こういうふうに農家の婦人が援助を期待されているバー・セントージが若い農村の女性から出ておりますけれども、こういうようなものは大臣どの程度解決されようとしていらっしゃるんですか。一番下の高齢者介護の軽減一六%にしても、御家庭でもこれは大変なことやなと思うんですけども、大臣が力を入れていらっしゃるとこれは非常にうまくいくんじゃないかなとも思っているんですけども、このバー・セントージに対してもこのままでは大変なことやなと思うんですけども、大臣が力を入れていろいろとされいらっしゃるのか、簡単で結構

○政府委員(上野博史君) 農村における婦人の問題につきましては、このところ非常に国民全体としての女性の地位の向上の問題というところをどうぞも、その一環の問題なんだというふうに大きくとらえるとなつてまいるんぢやないかと思つております。

しかしながら、一般的な女性の地位の問題よりももっと恐らく農村婦人の問題というのは難しい面があるのではないかというふうに感じてゐるわけでござりますけれども、ともかくまづ一番大事なことは、農村婦人の「個」といいますか、御婦人方それぞれの「個」の確立とでもいいますか、ちょっとと言葉が適當なあれがないんでござりますが、そういうことを図つていく。一人の人間としてそれぞれの考え方を述べ、それが大事にされて家庭生活なりあるいは農業の経営に反映をしていく、あるいは地域社会にも反映をしていくというようなことを目指していかなければならぬといふことだというふうに考へておるわけでござります。

去年、農林水産省といたしましてもこの関係につきましての考え方を取りまとめておりまして、とにかくまずいろいろな手立てを講じて、農村の女性のみならず、男性、住民全体の女性問題に対する意識を改めていくということに大いに努力をしなければならないということで、いろいろな取り組みを今しているところでござります。

それから、介護の問題などにつきましては、確かに農村の嫁さんの役割といいますか、の問題として非常に大きいものがあるわけでござりますけれども、これはまあ言うなれば厚生行政の観点からいろいろな施策を待つ、あるいは地域におけるヘルパーみたいなあいいうようなことを具体化するというようなことによって実現をしていくということです々にやっていかなければならぬ。そもそも農村婦人の生活改善の非常に大きな眼目だというふうに考へておるところでございます。

○国務大臣(田名部国省君) 今、官房長からいろいろ

いる申し上げましたが、私はいつも自分の周りを見て感じてることで申し上げるんですからまあ当たっているかどうかわかりませんが、青森県でも若い人たちのアンケート調査をやりました。シンボジウムもやりましたが、一番多いのは封建的だ。農村社会は。それから、労働がきつい、あるいは余り自由がないという、そういう意見がある。庄倒的として、いい面もいろいろ言っておりまですが、私はそういう意味では農村の意識の改革といふことがあります。一番大事だと。

それには國がどうかわかるというのは、直接は

できませんでしたが、これから新農政を進めていく上で

は農協というものがその役割をもう積極的に果たしてもらうということではないと、これは実現しない

いと思うんです。もちろん市町村にもお頼いするわけでありますけれども。そういうことで、本当に都市の御婦人のように割合自由な時間も持っている。したいこともできるという、それと同じにしてほしい、そのための我々はいろんな努力をすると。

それからいま一つは、さっき申し上げたように、一家の中での大黒柱というには、もうその家計のこともきちとわかっている、農業に金をどこにかけるかとかどれを切り詰めるかということも意見として持つて言える。いろんな立場というものもを確保してもらうということになると、だんだんその地位は私は向上していくんだろう、こう思っています。これは意識の改革ということは本当に大事なことでありますし、今の介護のことに主張しておる。あるいは今時点で申し上げると、市場アクセスとかサービス、知的所有権、貿易ルール、そっちの方を今のところ向こうはいろいろと言つておりますし、包括関税化はしなきゃいけないが、それはそこでとまって、あとは他分野の方で今いろいろ言つておるわけです。

ですから、私どももどういう方針が出てくるかということはちょっとわかりません。わかりませんが、いろんなところいろいろ人が言つておるものですから、それが本当のところかというのもまたわからない。一方では、ダンケル案というものも変えなきゃいけないのではないかと言ふ人もおる。

たいと思います。

クリントン政権の農業政策というものが現時点において、私もいろんな情報を入れますけれども、なかなかはっきり顔が見えないというのか、そういう感じがするわけでございます。

そこで、大臣に一点だけお伺いしたいと思うんですけども、クリントン政権の農業政策、特に日本に対して現時点で大臣が情報を持っていらっしゃるその分析の中で、彼らはどういうふうに日本の農産物問題、特に今までの課題の問題、米の問題についてもどういう動きをしようとしているのか。

いろんな情報を入れておりますと、四つの焦点ということを、米国の農業政策研究所所長のマーク・リッチャーというのが二月ごろにも日本の報道の方へいろんな情報を送っているようございますけれども、大臣の分析の、そしてまた大統領のもとにおける彼らに対する対応策をきょうの時点ではどう考えていらっしゃるのか、それだけをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田名部国省君) 基本的には包括的関税化という基本方針は変わっていない、こう思いますが、私もその後お会いしました。いやいやそれは新聞に書かれているようなことではありませんと。私はそう思つんですね。いつもそう、そうというのは、長々言ったことをわざわざ言うとそういうところをされたんだろうと、こう思いました。ダンケルさんと会談した際のダンケル議長の考え方を紹介したということであつて、そのことが国際的に見て極めて厳しい状況だということを申し上げたんだあって、そのことで非常に誤解を受け申しわけありませんでしたということを言つておられました。

いずれにしても、いろいろと言つときには誤解を受けないようにきちと発言してくださいといふことを申し上げておきました。その点においては我々の考え方と変わっておりませんので、従来の政府の基本方針どおりということで私はよからず、こう思つております。

○林紀子君 私は、きょうは、国が巨額の費用を投じて造成いたしました農地、これはあくまで農地としてきちんと守ってほしい、特に農水省はこの立場にきちんと立つてほしいという願いも込めて質問させていただきます。

まず、福島市の吾妻小富士地区の国営農地開発事業ですが、これは国が七五%補助して、事業費をおよそ四十億円かけて、四百ヘクタール余りの農地を造成して、一九八〇年度、昭和五十五年に完了しております。当時、百四十九戸の農家があり、この地区は昭和四十五年度に着工いたしましたけれども、年来の主張どおり私どもはやつていいこう、こういうことございます。

でないものですから、今のところでは何ともそれ以上のこととはお答えできないわけでありますけれども、年来の主張どおり私どもはやつていいこう、こういうことございます。

○矢原秀男君 最後に一点だけ。

大臣、外務省関係の元駐米大使の関税化受諾発言等々、外務省筋は市場解放賛成論に傾いていますのでないかというふうな問題もちょっと出ておりましたけれども、大臣、その点については、この席で明確に閣内の不統一はないんだと、そういう点、状況もわかりませんので、状況とはつきり態度を示していただきたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 松永政府代表のことと、二月二十三日のことだろうと、こう思います。が、私もその後お会いしました。いやいやそれは新聞に書かれているようなことではありませんと。私はそう思つんですね。いつもそう、そうというのは、長々言ったことをわざわざ言うとそういうところをされたんだろうと、こう思いました。ダンケルさんと会談した際のダンケル議長の考え方を紹介したということであつて、そのことが国際的に見て極めて厳しい状況だということを申し上げたんだあって、そのことで非常に誤解を受け申しわけありませんでしたということを言つておられました。

この未利用の理由としましては、果樹、野菜が草ことに生産組合、これは農協法に基づく農事組合法人でございますが、これを設立し、機械、施設等の共同利用を通じた営農を行つてきました。しかし、近年になりまして営農を継続する農家が減少いたしまして、昭和五十五年度の事業完了時の受益戸数は今先生がおっしゃったとおり百四十九戸でございますが、平成三年度の営農戸数は八十三戸でございます。未利用な農地が存在しておらず、こう思つております。

○政府委員(入澤肇君) ただいま先生御指摘のとおり、この地区は昭和四十五年度に着工いたしましたけれども、平成三年度時点でのその面積は減少いたしまして、昭和五十五年度の事業完了時の受益戸数は今先生がおっしゃったとおり百四十九戸でござります。

○林紀子君 今お話をありましたように、これだけ巨額の費用を投じて造成したにもかかわらず、農家のなかで、高齢化とか後継者の不足あるいは生産意欲の減退などが挙げられております。

○林紀子君 今お話をありましたように、これだけ巨額の費用を投じて造成したにもかかわらず、農家のなかで、高齢化とか後継者の不足あるいは生産意欲の減退などが挙げられております。

○林紀子君 今お話をありましたように、これだけ巨額の費用を投じて造成したにもかかわらず、農家のなかで、高齢化とか後継者の不足あるいは生産意欲の減退などが挙げられております。

○林紀子君 今お話をありましたように、これだけ巨額の費用を投じて造成したにもかかわらず、農家のなかで、高齢化とか後継者の不足あるいは生産意欲の減退などが挙げられております。

張ったんですけどれども、今残っているのは借金だけということになつてゐるわけですね。そういう意味では国の責任というのはやはり大きいと思うんですが、この地区を農業で再建していくためにはどうしたらいいとお考えになりますでしょうか。

て造成された農地につきましては、事業効果の適切な発現が図られるよう、県などに対しまして実態の把握、営農指導の強化等につきまして從来から指導を行つてきているところでございます。この地区につきましても、造成農地の有効利用を図るために、昭和六十三年に福島県におきまして吾妻小富士地区土地利用促進協議会、これは東北地方

等で構成する協議会を設置いたしまして、栽培作作物につきまして立地条件に適した花卉とか育苗等新たに導入するなど経営の安定のための方策を検討してきました。しかし、残念ながら現時点でまだ未利用地の解消に至っていないという状況でござります。

区のことで御議論がございましたので、本年三月に事業完了地区の宮農対策の一層の推進強化を図るよう通達指導を行つたところでございます。  
○林紀子君 今、協議会というお話が出来ましたけれども、宮農だけの土地利用計画ではなくて、リゾート構想も含めた総合的な利用計画を策定する必要がある、こういう方向で調整がされているということも聞きました。

福島市では、調査機関に委託しまして、平成成年六月に吾妻山麓リゾート整備構想というのを発表いたしましたけれども、吾妻小高士地区というのはこのリゾート構想の中に入っているわけですですね。そして、こうした中で九一年の十二月に、農業生産法人で有限会社・岩瀬牧場というのがこの地域の農地の買い占めに入って仮登記をしていましたという事実が判明しておりますけれども、岩瀬牧場というのはどういう会社でしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 岩瀬牧場の概況を申し上げますと、昭和四十三年の九月三十日に設立されました有限会社でございまして、牧場及び農園の経営、花卉、果実及び果樹の栽培、販売等を事業として行っております農業生産法人でございまして、構成員は三名となつております。

○政府委員入澤謹君 小針曆二氏でござります。

○林紀子君 私が聞いておりますところによりますと、その小針曆二氏の息子の小針英雄という人だというふうに聞いておりますけれども、岩崎牧場はこの地域の農地買い占めを行う前に、福島市にある福島民放社、これが小針曆二氏が社長なわ

農業生産法人が支店を置くことは農地法では認められていませんね。農地法三条二項八号では、法人の住所からその農地までの距離から見て効率的に耕作ができると、こういうことを当然ながら定めているわけですけれども、この場合、岩瀬牧場がある鏡石町から福島市まではおよそ八十キロもある

農業生産法人の農地取得につきましては、昭和  
三十九年六月三十日付で、福島市長より「  
福島市農地法による農地の買収について」の  
訓令が下され、市議会議長より「  
福島市農地法による農地の買収について」の  
議案が提出され、可決された。このことによ  
り、市は農地法による農地の買収を行なう事  
實を認められた。

農業生産法人の農地取得について(昭和三十二年五月十五日付)に、私もそれを手元にいただきましたけれども、資産保有の目的、投機・投資の目的で法人による農地取得につながらないよう適正化を図るようについてふう

の指導されているわけですけれども、岩瀬牧場の場合、この代表取締役の小針英雄という人はほかの法人の役職を兼務している。農業以外の事業を兼務している。常時従事者でもありませんし、法人の所在地に住所を有してもいい。明らかにこの通達に違反して農地を取得しているのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員入澤肇君 その前にちょっと、代表取締役は小針賛二氏と申しましたが、もう一人小

針美雄氏も代表取締役になつております。

針美雄氏も代表取締役になつております。この今御指摘の次官通達によりますと、代表権を有する者は、法人の主たる事務所の所在地に住所を有し、農作業に主として従事する當時従事者であることが望ましいというふうに、通達では法律の精神を受けて指導しているわけでございまして。そういう意味では、小針氏は東京都文京区に住所を持つておりますし、美雄氏も東京都港区に住所を持つております。この点は通達に違反していると言つて差し支えないかと思います。

○林紀子君 そうしますと、通達に違反している人は農地を所有できないということになりますね。

農地の登記簿を調べてみると、抵当権者に東京

麥これは不可解な状況だということが言えると思  
うわけです。

私は先月福島県の担当部長とお会いをいたしました  
したけれども、この岩瀬牧場を主体に吾妻小富士  
地区的農業再建を検討して、四月にも農政局との  
協議に入りたいということを話していらしたわけ

○國務大臣(田名部匡省君) 前段の部分は別として、あらゆる援助をして、やる人がおるかどうか持つて讀まるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

「どういふのか、一つ問題あると困るんですね。私は、このことは別として、当時、四十五年」ころまあまあやつてやろうという状況にあつたと思うのですが、その後、やつてももう別な方へ行つた方がいいという、これは何もここに限らず、私の青森県にも幾つかあるんですね。当時はそういうふうにつくつたが、もう今はこんなことはと/or>うので、何かにしてくれという陳情が随分あります、私にも。しかし、そうもいかないのでそのまま

まにあります。

まさにあります。  
状況が変わってしまうと、それでも無理無理  
の力でやらせるというわけにもいきませんし、で  
すからこういう事業というのはやっぱりこれから  
は団体、農協等が、もし個人がやれないというと  
きには団体でやるんだというぐらいの覚悟のある  
ところでなければ、やった後で世の中が変わった  
ときの変化についていけないようなことではどう  
かなと思うんですが、具体的には役所の金をつき  
込めば所期の目的にかなったことでやる人がおる  
かどうかということの方がむしろ問題なのではな  
いかなという、お話を聞いておって気がいたしま  
す。

優良農地としてこれだけのお金をかけて、四十億円国はつぎ込んだわけですからども、国だけじゃないわけですね。それで、これだけ農地を造成して、大変そういう意味ではもう造成ができ上がりつているわけですから、はい、そこにゴルフ場というような形でもし入るとなつたら、それがそのまま

○政府委員(入澤肇君) この岩瀬牧場は農業生産法人でございまして、その一部地区で事業をやつて責任を持つてやるべきではないかと思うわけであります。その点いかがですか。

○林紀子君 でも、今までのお答えでは農業生産法人にはふさわしくない、先ほどの通達から見ても適格ではないというお話をあつたと私は承っております。

○政府委員(入澤肇君) 詳しく申し上げますと、農業生産法人の要件を満たしているかどうかといふ点は聞いておりません。



「これからお尋ねしていきたい。

○政府委員(上野博史君) 新政策の考え方を農水省として昨年まとめまして世の中に出したわけですが、ござりますけれども、これは要するに今後の特徴二十一世紀という中長期的な視点を持って、我が國の農業なり農村あるいは食料というものをどう考え、どういうふうに政策を取り進めていくかと、いう基本的な考え方をまとめたものでござります。それは、法律の形にする、これはよく農業基本法を改めてそういう形ではつきりさせるべきではないかというようなお話をあるわけでございまして、けれども、私どもいたしましては、基本的に何の時点の農業なり農村なり食料を取り巻く問題の実態に合わせまして展開させていくものであるということを申し上げておるわけでございまして、基本法の線に沿つたものである、したがって基本法を改めて手直しをする必要はないというふうに考えてお答えを申し上げているところでございます。

したがいまして、この新政策の考え方というのとは、私ども農林水産省としての考え方をまとめたということをございまして、法律なり政令なりと、いうような形での文章になつておるものではなない。しかしながら、こういう考え方について皆様方のいろいろな御意見などもいただきながら政策を取り進めてしまひたいというふうに考えておるものであるでござります。

○星川保松君 これほどの大事業を進めるのにすっかりした態度で取りかからないのか、私はどうも極めて不思議でならないわけなんですよ。これは大変な仕事ですよ。これをなし遂げたら日本の農村は本当に変わりますよ。それだけのことを見るのはそれだけのやっぱり構えがなくちゃいかなふと思うんですよ。

これからもこれを進めていく上で必要とあらは法律でも政令でも省令でも出してしていくという考え方ではないで、このままとにかくやっていくと、こ

○政府委員(上野博史君) やや私の説明が不十分だったかと思うわけでござりますけれども、今申し上げました包括的な体系としての物の考え方方に沿いまして、具体的には、農地政策であるとかあるいは中山間地域の振興のあり方とかあるいは農業機械の開発の問題等々、あるいはJAS規格を改正してより安心して質のいい農産物が供給できるようになるというような、そういう各方面のそれぞれの政策の具体的な手直しということについては、それぞれ法体系なり政策の内容に応じまして法制の変更というものも考へておるわけでございまして、これから順次我が省提案のこの関係の法律案につきまして御検討いただくというふうに考へておるわけでございます。

○星川保松君 この政策の中心は、日本の農家がある、その農家を二つに分ける。つまり、望ましい経営体というものを出したんですね。望ましい経営体というものを出したということは、これは望ましくない経営体と望ましい経営体と二つに分けるということなんですよ。

そういうことで、その望ましい経営体として二つある。それは、一つは個別経営体である。それは、山形でこれを受けて山形県農政振興ビジョンというものをつくっていますよ。それによりますと、これは十五ヘクタールと想定しています。それから組織経営体としては四十ヘクタール。こういう地域なりの計画を目標を掲げてやっていくわけでありますけれども、この望ましい経営体をつくるには望ましくない経営体にやめてもらわなくちゃならないわけですよ。

だから、望ましい経営体をつくる、そのためには望ましくない経営体には農業からやめてもらつて、農政の対象から外れてもうということをしなぎりやこれはできないわけですから、その外れしていく人についてどういうことをやるのか。それはもう農政の範囲でないということではいけないと私は思つんですよ。それは、いろいろな方面から手助けをしていただいて、それらの人にはそれらの人の生きる道を開いてやらなくちゃいかぬと

思つうんですね。  
ですから、こういう政策というものは、少なくとも政令ぐらいたにして、そして農政でやっていく面と、その範疇から外れていく皆さんの手当てといふものを各省庁に手伝つてもらうということをしていかなくちゃいかぬと思うんですよ。そういうことでは政令にもしないというのは非常に弱点がある、こう私は思つうんですけれども、そういう点についてはどう思つんですか。

○政府委員(上野博史君) いろいろな観点からの内容の御質問でござります。まず、望ましい経営体と望ましくない経営体というと大変当たりが厳しい感じの話になるわけでござりますが、私どもが将来育てていかなければならぬ経営体というのは、先ほど来大臣も申し上げておりますように、他産業並みの所得なりあるいは労働時間といふもので農業が営まれていく、そういう経営感覚に富んだ経営体ということを申し上げているわけでございます。

そういう農業経営体でないと、これから先中長期的な観点で見ますると、農業をやっていくということが現実の問題として非常に難しい、後繼ぎで申し上げているわけございまして、望ましくない経営体というのは、これはそういうことを私どもは言葉としては使っておりませんが、そういう状況になれば、実際問題として農業をそういう経営体が営んでいくということについては、多かれ少なかれどかの段階で非常に大きな問題に達着をするのではないかというふうに考えているわけでござります。

それから、そういうことを進めるに、やめていく農家の方々というものに対する手当てという問題もお話をございましたが、私どもとすれば、地域によって非常に事情の違いがあるわけございまして、現時点で既にもう農業をやる人が、やる経営体というものが十分手当てができなくて耕作放棄地というようなものが生じているところもあるわけでございまして、そういうところについて

はこれから農業をやっていくにふさわしいそういう経営体を早急につくり上げいかなければならない、そういう事態に直面をしているところも多數あるわけでございます。

それからまた、現状ではそこまでの事態にはなっていないという、東北地方などではそういうところが多いかと思うわけでござりますけれども、そういうところにおきましても農業就業者の年齢というのは非常に高くなっているわけでございまして、中長期的な観点から見ますると後継者の問題というのがいずれ出てまいりまして、今私どもが申し上げているような考え方方に変えていかなければ農業の継続が難しくなるんではないかと、いうふうに考えているということでございます。

○星川保松君 二十分しか私の質問時間がないんですから、聞いたことだけひとつ答えてくれませんか。

今、新農政というのはどういうものかといふことを農家の皆さんと私とで話をするんですよ。そうしますと、はつきり言うと、農水省は望ましい経営体と望ましくない経営体というふうに分けで、それで望ましい経営体についてはどんどん援助をしていくんだ、それはそのやる気のある農業を育していくということなんだと、こう言うわけですよ。そう言いますと農家の皆さんは何と言つかというと、一つの集落がありますね、それじゃ、それぞれここが望ましい経営体なのか、ここは望ましくない経営体の道をたどるのかと。私だって農家ですよ。だから、この新政策によつて私は望ましい経営体に入っていくのか、望ましくない経営体としてやめなくちゃならぬのかということなんですよ。

だから、いわゆる自作農創設特別措置法ができるときは、おれは解放してもらえるのか、おれはとられるのかということでみんなが一齊に自分のことを考えたわけですよ。だから、これを示しますと、皆さんのが、いや、おれはどうなるんだろう、おれはどうしたらいいんだろうということになるわけですよ。

ただ、今のところは私は会うたびにみんなにいって言ふんですよ、あなたはどっちに行きますかと。みんな反応ないですね。いろいろ聞いてみますと、どうせ農水省のやることは実現したことはないんだからと、こう言つんだ。もう信用ないですね。これは基本法以来三十年の皆さんの中でも、これが農家の皆さんの信用を失ってしまったんだと、こう思いますけれども、しかしそんなことは言つていられないです。私はぜひともこれは成功してほしいと思ってるんですからね。

ですから、お役人の皆さんの作文というのは非常にきれいなんですよ。ここで望ましい経営体という色はきちんと出しているんですね。それで望ましくない経営体というのは書いてないんですね。そういう言葉は使わない。しかし、そこはきちんとしなきゃわかりませんよ、それは。それで、ここで言うと、いわゆる小規模農家、兼業農家、それから生きがい寄り農家、それから土地持ち非農家、これはいわゆる望ましくない経営体としてやめてもらう、こういうことでしょう。

そこをはっきりしてくださいよ。

○政府委員(上野博史君)　そこは、農地改革と私どもの今回のこの新しい考え方との性格の違いということは多分にあるんじゃないかと思うわけですがございますが、農地解放というのは国が強権を持って地主から小作地を解放するということの中に心になったわけでございまして、これは法律的に根拠を持たなければできないということだったんじゃないかと思うわけでございますが、今回の考え方は、今おっしゃいましたような生きがい農業であれば何であれ、それぞれそういう形での農業を続けていくつもりの方々について今までとにかくやめろというようなことを申し上げるつもりはないわけでございまして、地域のそれそれの状況に応じて先行き農業をやっていく方々、こういう方々に土地が集積をされて立派な農業経営ができるようにお手伝いをしようという、それ以上のものではないわけでござります。

○星川保松君 そういうあいまいなことを言つた  
　例えは、私の住んでいる山形県では一戸当たり  
　一ヘクタールちょとですよ。ですから、ここで  
十五ヘクタールの経営体をつくるなら、十四戸の  
皆さんにやめてもうほかないんですよ。これ  
は。だから、そのことを隠さないできちんと表に  
出して、そのやめてもう十四戸についてはこう  
しますよということをしなかつたらこの計画は成  
功しないと私は言うんですよ。そのところは隠  
さないできちんと表にして対策を考えていくこと  
いうことをしなくちゃいかぬだろうと、こう言つ  
んですよ。

○政府委員(上野博史君) ちょっとお言葉を返す  
　ようで恐縮なんでございますが、隠すつもりは全  
然ございません。

先ほど来申し上げておりますように、中長期的  
に考えた場合には、こういうような姿になつていい  
かないと日本の農業というものが残つていけない  
であろうという考え方で、それぞれの地域におき  
ましてできるだけこういう形の農業というものが  
生まれてくるよう御努力を願うということを申  
し上げておるつもりでございます。

○星川保松君 せっかくの立派ないわゆる新農政  
　というものを持ち出したんですから、いろいろな  
具体的なことを想定してもらときちんと対応しな  
きゃこれは物になりませんよ。

もう時間がなくなってきたんですが、一つだけ  
け。

大臣が精神的なことはかりおっしゃっていると  
いうことを言つたんですけど、例えば後継者がいな  
い、嫁さんが来ない、ちゃんと月給もやらない  
と、こうおっしゃるんですが、確かにそうです  
よ。しかし、月給やれないわけですよ。それとい  
うのはいろいろな理由がありますよ。それはやる  
だけの金がない。それから、農業というものは工  
業と違つて日銭やなんか入らないわけですよ。そ  
れは、米だって年に一回しかとれないし、豚を置  
いたって六ヶ月以上たなきゃ金入らないし、牛

は二年半、山なんか杉を植えたら五十年にならぬか金入ってこないわけですよ。そこは工業と全く違う生産をやっているわけです。工業の方は秒扱いで生産できるわけですよ。こっちは生き物を相手にして、動物を相手にして、植物を相手にして、その成長に合わせてしか仕事できないわけなんですよ。ですから金が入らない。それでやるわけにいかない。

労使関係がはつきりしてないとおっしゃったが、まさしくそうですよ。それは嫁さんとしゅうとさんが労使関係じゃないですかね。これは嫁、しゅうと関係ですから、そこで工場労働のような格好で時短とか賃上げなんて言われたってそれは困るわけなんですよ。しかし、それじゃ月給みたいにさっぱり与えていいのかというと、これはまたそうでもないんですね。例えば、住居は一緒ですから、いわゆる家賃も取らないし、住居を現物支給しているわけだし、食べ物も全部現物支給しているわけですよ。そのほかに小遣いもあげていますしね。

そういう特殊なもので、子供さん、赤ちゃんを預かったって保育料をばあさんが取るわけじゃないんですからね。だから、そういう家族労働という特殊なもの、しかしそこには工業の方では見られない温かさがある、人間関係というものがあるわけですよ。それがあるから私はここがいいんだということになつて農業をやっていると思うんですよ。そういうよきをもつと伸ばしていく方向に向いていいかいで、ただ工業の方の手法を入れ込むということだけでは私は農業は決してよくはならないと思うんですね。

ですから、そういう農業の特殊性というものを十分出せるような方向に農水省は誘導していくべきだと、こう思ふんですけど、それについてひとつお考えをお聞かせください。

○國務大臣(田名部国省) 基本的に私は精神論を言つてゐるというけれども、そこが一番大事なんですね、どう発想を切りかえるかというところが。今まで何か十から二十と言ふと、そんなのは

ないとかなんとか私も随分あつちこちで言われる。ないところはこれをやれと言っても無理ですから。ただ、基本的にはこういう方向で行かなければダメですよということを申し上げたんで、あとは行くが行かないのは、やっぱり山形には山形の地形があって、どういうふうにやるかというのは、これはそこで創意と工夫と、こう言っているわけです。

上から押しつけられで、うまくいかなきゃ、何だ、役所のとおりやつてと。それはやめよう。自分の地域に合つて、自分たちならこうするのが一番いいということをよく農協も含めて相談して、そして出していただいたものに支援しましょうと。望ましい、望ましくないといふ、望ましくないというのはないんです。じゃ、無理して分けるとすれば、この新農政にのつってやつたのと、二種兼業で私は働いて農業をやってそれで立派に所得ありますというところは、これはこれで立派ですから、農業だけで考えるか、ほかの分野でも考えるか。要するに、農家の所得が安定していくということを考えているわけに対して、おっしゃっている意味はわかります。

秋田に私はこの間参りまして、県内の農協の組合長さんに全部集まつてもらいました。一時間半しゃべらせてもらつたんですが、何か質問ありますせんかと申し上げましたら、いや、もう話はよくわかった、ぜひそれでやつてくれということありますから、いずれにしても、出す場合には一軒一軒私どもは指導して、ここはこういう合つたものとやれませんから大枠を申し上げる。大枠を申し上げると、自分の身に置きかえて当てはまらぬと言われるとこれはやりようがないんですね、どうぞそのところは、複合経営でやる場合にはその半分でもできるとか、暖かい方はこういうものをやればもっと少なくともやれると、いろいろあろうと思うんです。

それが創意と工夫あるいは経営感覚にすぐれたところ申し上げると、精神論ばかり言って君はけしからぬと言ふんですが、決してそうではなく

て、あとはどうぞ地域に帰ったら委員初め皆さうとよく相談して、今よりいい方向は一体どうなのかということでお考えをいただいて、どうあれ次の世代の子供に意欲を持って、誇りを持ってやるべきか考えて、どういう方法ができるのかというふうに具体的にはまた法案の都度いろいろと申し上げてまいりますので、それに自分の地域のことをお聞きかえて、どういう方法ができるのかというふうにとでまた御議論いただきたい、こう思います。

○喜屋武真義君 私は、大臣の所信に対する幾つかの質疑をいたしたいと思います。

まず初めに、日本の食料政策に対する大臣の基本姿勢についてお伺いいたします。

○國務大臣(田名部匡省君) 一つには、国民に対する食料の安定供給ということが基本的な役割をする、こう考えております。それからいま一つは、新政策でありますけれども、生産性の一層の向上を図る。それには国土が狭いんですから品質をよくする、あるいは国民のためにコスト面で下げるという、こういう改善を進めながら食料自給率の低下傾向に歯止めをかける、国内の自給率を向上させてですね、それが二つ大きな考え方であります。

このため、先般の農政審議会報告などを踏まえながら、今も議論になりました、一番問題になっているのは、どこかで働きながら農業をやる人と、いうのは生活には困つてしませんから、当面十分地利用型の農業というものは中途半端だとどう働いても行けない、農業の収入も少ないと、いうのを一体どうするかということで土地利用型の農業というものを考えたわけありますが、それには大きくやろうといってただ大きけりやいいものではなくて経営感覚だと。いろいろ計算して成り立つ農業というものですね、適正規模というのがあるわけですから、大きくてももうだにやつたんではこれはうまくいきません」。

ですから、そこは計算をして、これだけのもの、花をやつたらどのくらいになる、クリをやつ

たらどのぐらいになる、米をやつたらどのぐらいになる、そうしてさつき申し上げたように一年間何とか就労できるようやっていったらどうなるであろうとか、いろいろそういう面をきちっと計画の段階で試算して、そうしてこれをやつたならば八百万になるんだ、あるいは子供たちにも、さつき食事代も部屋代も取っていないんだと言つから、それを差つ引いても自由になるお金といふものを上げられるかどうかというものが出て初めで私は成功していくんだろうと思うんですね。ですからこれを担う人材の育成でありますとか生産基盤の整備とか優良農地というのは私の方で支援しますよということであります。そのためには、もう一つはバイオテクノロジーなど先端技術の開発、そういうものをやっていかなきゃならぬ。国土が狭いですから、少ないので、より効率的な農業ということになるとそういうことになるであろうというふうに考えております。

○喜屋武真榮君 第二点に、食料自給の現状と理想的なその姿勢についてお伺いいたします。

○政府委員(上野博史君) 現在の我が国は食料自給率は、供給熱量ベースでも四六%というふうに、先進国の中では際立って低い水準にござります。国土の制約条件がござりますけれども、国民に……

○喜屋武真榮君 主要食料に限定してくださいよ。

○政府委員(上野博史君) 主要食料ですよ、穀物ベースの食料自給率というのがもう三〇%を割る、というような状況になつてているわけでございまして、その関係で見ればますます国際的にも低い状況にあるということをございます。

これは、国民に食料を安定的に供給していくことはございますけれども、現在の段階で考えますと、世界の人口がだんだんと増加をしている、あるいは地球環境問題がますます厳しくなつてくる

というようなことから考えて、先行きの食料需給というものについては不透明な点があるというところでございますので、できるだけの国内的な供給力を維持してまいらなければならぬというふうに考えておるわけでござります。

○喜屋武眞榮君 少し足りない点がありますが、次に、日本における他の産業に対し農林水産業をどのように位置づけているか、このことについて。

○政府委員(上野博史君) 農林業の役割論というようなことにならうかと思うわけでござりますが、これは国民生活にとって不可欠な食料の生産をするということが第一に参るわけでござりますが、そのほかにも農業、林業につきましては、地域の経済社会の維持発展、地域的な活性を保つという意味あるいは国土や自然環境の保全という点で非常に大事な役割を果たしているわけでござります。

農林業の行われます農山漁村というのは、これはまた伝統にも裏づけられました個性に富んだ地域文化を持つてゐるわけでございまして、こういう地域が活気を持って来えていくということが非常に大事なことではないかというふうに考えております。そういう意味で活性に富んだ地域社会といふものをつくり上げていくということが農林業にとっての非常に大事な役割だというふうにも考えておるところでござります。

○喜屋武眞榮君 次は大臣にぜひひとつお尋ねいたしたいと思うんですが、亜熱帯地域というのは沖縄に限定されておるわけですねけれども、沖縄の農林水産業に対しては日本農業の中でのようない位置づけておられるかということについてきちっとした大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(田名部省吾君) おっしゃるように亜熱帯気候地帯でございまして、その特性を十分に生かすという基本的な考え方を持っておりまして、このために、第三次沖縄振興開発計画に基づいて、何といっても優良農地の確保をする。沖縄は農業用水にいろいろ問題がありますのでそのこ

ともやつていかなきやいかぬ。あるいは生産基盤の計画的な整備。沖縄もほかに漏れず、伺いますと扱い手が不足をしておる、高齢化が進んでおるということありますから、先ほど来議論しておるような方針でこれも進めていかなきやならぬ。また、熱帯果樹の生産拡大、委員たびたびお話しさになりますサトウキビの機械化、精糖企業の整備する。あるいは流通施設の整備、精糖企業の合理化、近代化等、流通加工というものの合理化と農産物の価格を安定させなきやいかぬということがござります。

沖縄の風土に応じた當農技術及び優良品種の開発普及、そういうことを積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○喜屋武真榮君　亜熱帯地域における沖縄農業の実態等からいたしますと、まだまだ沖縄の亜熱帯地域における農業は十分に生かされておらないのではないかと思われてなりません。だから、豊かな日本を培っていくには、何としても唯一の亜熱帯地域の沖縄農業へ金と技術を傾けていくならばその成果はまだまだ未知数の分野があると私は思っております。今後ぜひ沖縄における亜熱帯農業の充実について全力投球をしていただきたいことを強く要望いたします。

次に、農林水産省の予算の近年の推移を顧みますと、だんだん減ってきているのではないとかと私は理解いたしております。その農林水産省予算の近年の推移と現在の予算額に対する大臣の所感を承って、私の質問を終わります。

○国務大臣(田名部信省君)　農林水産予算につきましては、近年国の一般歳出に占める割合というのは八%から九%で推移をいたしておりまして、平成三年度以降は着実に増額が図られておるわけあります。平成五年度においても、昨年取りまとめました新政策、これに沿って農業・農村の長期的な展望を踏まえながら、新たな政策の推進を図るために必要な予算を実は計上いたしておるわけであります。

今後とも、新政策の展開あるいは農林水産業、農山漁村、これらの課題に対応した政策の推進に必要な予算の確保に努めまいりたいと考えております。

○新聞正次君 金曜日の日にお尋ねしようと思っておりまして、時間でお尋ねできなかった部分で、農薬のことでも一度ちょっとお尋ねしたいでございますが、新農政の中でも「消費者」という言葉が大変よく出でまいります。そういう意味では消費者のニーズにこたえようという農水省の姿勢も非常によくわかりますし、これは大変すばらしいことだと思いますが、残留農薬の危険を含めて消費者はもちろん安全なもの求めてまいるわけでございます。と同時に、農業従事者の方にもまたその危険も伴つてくるんではないかなと、いう感じがいたします。

それと、最近では家庭菜園というのが大変ふえてまいりまして、一般の家庭でも農薬を保管する場合が多くなりました。これは素人考えで使用量を間違えてしまったり、あるいは軽い中毒症状を起こしたりとか、またお年寄りの方にはドリンク剤と間違えて飲んでしまったりなんというような誤りとか不注意、農薬の事故などがちょこちょこあります。それで、最近でもまだちょこちょこ聞かれるような感じがいたします。

そこで、農薬使用に関する安全指導及び検査体制についてお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(高橋政行君) 農薬につきましては、ただいま先生からお話をございましたように、使用の点あるいは安全性の点からいろいろ我々は指導しているところでございますが、まず農薬につきましては登録制度というのをとっておりまして、農薬取締法に基づきまして、農薬の薬効とかあるいは害害の試験成績、それから急性毒性であるとかあるいは慢性毒性、それから発がん性と性、農薬がどんなふうに残留しているかというような試験成績を農薬の登録の際に出していただく

わけでございまして、それに基づきまして、薬効が果たしてあるのか、あるいは安全性上問題がないかどうかというような観点から検査を実施しております。

それで、特に安全性の点につきましては、環境庁が作物の残留や水質汚濁に係ります登録保有基準というものを定めておりますので、それに照らしまして行っております。それで、それに照らして農薬が安全であるかどうか、それから人畜ある法をどうしたらいかということもあわせて定めて農薬登録を実施するということにしておるわけでございます。

それで、そういうようく定めましても、そのようく定めた事柄が守られなければいけませんので、都道府県などと連携をいたしましていろんな運動なり指導をしておるわけでございます。

その一つは、毎年六月に農薬危害防止運動といふことで全国的な運動をやっております。それから都道府県に病害虫防除所というのがございますが、そういうところを通じまして農業者に対する濃密な指導をやる。それから、さらには農薬販売業者であるとか、あるいは防除業者とか、そういうふたつの相談に応じておるところでございます。

二つの受付がございまして、大阪中毒一一〇番とつくば中毒一一〇番でございまして、年間約四万件の相談に応じておるところでございます。

二つ目の相談に応じておるところでございます。一日に直しますと平均約百十二件の問い合わせがあるわけございますが、このうち約九十件が急性中毒に関する問い合わせでございます。この急性中毒のうち、もちろん一番多いのは家庭用品でござりますけれども、御指摘の中毒起因物質が農薬であると思われますものは一日平均約三件でござりますので、三%程度というふうに理解をいたしております。

○新聞正次君 よくわかりました。このため、中毐情報センターにおきましては、化学物質あるいは動植物の成分によって起る急性中毒につきまして、治療に必要な情報の収集と情報提供を行うということを目的いたしまして設立された法人であります。

二つ目の相談に応じておるところでございます。ただいま皆さん方に対しては研修会の開催あるいは立入検査というようなことを行いまして、使用現場での適正使用指導を実施しているところでございまして、今お話がございましたように、農薬の問題というのは非常に重要な問題でございますので、我々も今後ともそういうことを行いまして、使用現

たい。むしろそちらの方が事故が多いんじゃないかなという感じがしないであります。

そこで、厚生省さんにちょっとお尋ねしたいんですけれども、防水スプレーの溶剤が原因で中毒症状を訴えるケースが相次いでいるとい

う、これは財団法人日本中毒情報センターのままでわかったことでございますけれども、幾ら厳しい安全基準をクリアした農薬でありましても、素人考えからむちゃな使い方などをされるところは安全ではないわけでございます。その日本中毒情報センターに寄せられる農薬の問い合わせ件数及び全体に占める割合をひとつ厚生省お願いいたします。

それで、その辺のところをひとつお聞かせください。このために、中毐情報センターでは、地方公共団体などにおいても情報提供を実施することがありますように中毒情報のデータベースの整備を行っておりまして、厚生省といたしましてはこの事業の充実に補助を行っているところでございます。

現在、神奈川県の救急医療中央情報センターなどでの活用につきましては、引き続きまして関係団体の理解を求めて、それぞれの地域で対応できるよう努力をしていきたいと考えております。

○新聞正次君 母子手帳などにも広告を出されております。

さて、農水省にお尋ねいたしましたけれども、特にこここのところ世界的な環境問題というのがクローズアップされているわけでございますが、熱帯雨林の減少の原因は日本の割りばしにあるなん

て言われておりますし、また使用済み核燃料の海上輸送の問題を何か環境保護団体が全世界に逐一報道したり、日本の行動というの世界から常に注目をされているわけでございます。裏を返せば、これはそれだけ世界のリーダーとしての役割

北海道の方あるいは沖縄の方などが全国からかけているらっしゃるということでございますので、そ

の遠距離電話の電話料金もばかになります。また、何とかその地域に密着した形でのより身近な情報提供活動というものはできないもので

か。その辺のところをひとつお聞かせください。

○新聞正次君 御指摘のよう、中毒情報につきましては二十四時間体制をとるという点と、照会件数に応じて効率的に提供するという点でも一方で考慮しなければならないわけであります。そこで、何とかその地域に密着した形でのより身近な情報提供活動というものはできないもので

か。その辺のところをひとつお聞かせください。このために、中毐情報センターでは、地方公共団体などにおいても情報提供を実施することがありますように中毒情報のデータベースの整備を行っておりまして、厚生省といたしましてはこの事業の充実に補助を行っているところでございます。

現在、神奈川県の救急医療中央情報センターなどでの活用につきましては、引き続きまして関係団体の理解を求めて、それぞれの地域で対応できるよう努力をしていきたいと考えております。

○新聞正次君 母子手帳などにも広告を出されております。

さて、農水省にお尋ねいたしましたけれども、特にこここのところ世界的な環境問題というのがクローズアップされているわけでございますが、熱帯雨林の減少の原因は日本の割りばしにあるなん

て言われておりますし、また使用済み核燃料の海上輸送の問題を何か環境保護団体が全世界に逐一報道したり、日本の行動というの世界から常に注目をされているわけでございます。裏を返せば、これはそれだけ世界のリーダーとしての役割

についてもぜひひとつ力を入れていっていただきたいと思います。

環境を守り資源を守る大きな役割を期待され  
いるわけでござりますが、一昔前、木造の船であ  
れば問題なかつたんですけれども、FRP船でござ  
りますね、このFRPを使った漁船の場合は  
これは漁船にするにしましても、土の中に埋めて  
も残つてしまひますし、燃やせば有毒ガスが発生  
するしということで処理が大変手間とお金のかか  
る作業であると聞いております。

○政府委員(川合淳一君) 今お話がござりますよう、F.R.P.船の廃船を初めといたしまして、漁業関係の廃棄物というものに対する対策は、海を産業の基盤としているわけでございますので非常に大事だと私も思っております。

F.R.P.は三十年ぐらい前から実用化されておりますのでそろそろ廃船が出てくる時期でござります。しかも、先生御承知のように、どちらかといふと小さい船の方がF.R.P.がありますものですから、その処理というの一つ非常に大きな問題でございます。私どもは、これにつきましてはここ十一年ぐらい前から問題意識は持つておりますし、このF.R.P.漁船の廃棄方法を申しますが、それにつきましては一定の三つぐらいの方針がありますが、粉碎して埋め立てに使うとか、粉碎をいたしましてそこから必要な例えは油その他を抽出するとか、その手法 자체については開発をいたしましたけでござります。

次の段階は、こうした処理の施設を必要などころにつくっていかなければいけないということです。ございます。処理計画の策定ということで、これはF.R.P.漁船だけではなくて、例えば魚網、網も一定の年月がたちますと廃棄しなければいけませんし、それから貝殻あるいはへい死した魚、それから発泡スチロール、最近は発泡スチロールの魚箱が多いのですから、そういう処理などが非常に大事でございます。したがいまして、そうした処理施設につきましての計画あるいは処理そのも

のの計画の策定につきまして、各県に策定をお願いして、それについて助成をするというようなことをやっております。また、処理施設それからその用地の整備につきましても、沿岸漁業の構造改革事業あるいは漁港整備事業などにおいて助成の措置の対象としているところでございます。

しかしながら、特にFRPの漁船は、小さいとはいえかなり大きいものでござりますし、一定の場所に集めて焼却しないとなかなか効率的にできぬという運送の面などもございまして、こうした事業に着手したところでございますが、これから廃船もふえてくることが予想されますので、私どもも計画的にこうしたことについて取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○新聞正次君 これからというお話をございますけれども、既に私の友だちなども持っておりますて、この処理に困っておる者もかなりいるようでござりますので、早急に手を打っていただきたいなと思っております。

次に、このような観点から農水省として海と渚の美化運動というのを推進なさっていると聞いておりますけれども、その概況をお知らせください。

○政府委員(川合淳二君) まあ、海の汚れと申しますが、例えばプラスチックあるいは空き缶などの中棄物が漁場へ流入あるいは集積したり、産卵あるいは育成の場にそうしたもののが漂着するとか、あるいは漁船のスクリューにひつかつたりというような操業上の支障、絶にまたそうしたものがどうのようなことで、水産関係自体にもかなりの影響が出ているわけでございます。これはそれだけではなくて、海全体の問題でもありますし、漁村の生活環境の問題でもあるわけでござります。

そうしたことと、私どもは、漁業者あるいは水産関係者自身について、みずからがそうした廢棄物についての処理を適正に行うということについてやっておりますが、ただ、それだけではとても

○政府委員(川合淳二君) まあ、海の汚れと申しますか、例えばプラスチックあるいは空き缶など、あるいは育成の場にそうしたものが漂着するとか、あるいは漁船のスクリュードにひっかかるなど、この処理に困っている者もかなりいるようでござりますので、早急に手を打っていただきたいなと思っております。

次に、このような観点から農水省として海と渚の美化運動というのを推進なさつていて、おありますけれども、その概況をお知らせください。

対応できないということで、水産関係者が中心になつたわけでございますが、社団法人で海と諸島環境美化推進機構、我々マリンブルー21というよろんなニックネームで呼んでおりますが、この組織が七月に設立されまして、海と渚の環境美化運動を國民的な運動にまで盛り上げたいということでお手をしてきてるところでございます。まだその結果についたばかりでございますし、もちろん水産関係者だけではできない問題でございますので、全く國民の皆様方に御協力をいただきなければどううことで、今関係者一致して努力しているところでございます。

また、我々いたしましても、こうした問題についての助成措置なども組みまして対応しているところでございます。

○新聞正次君 私も釣りが好きで、よく海釣りへ出かけたりなんかしまして、漁業者の方々が針等がとかあるいはおもりだとあるいはてぐすだとかか、最近はてぐすが腐りませんから、そういう意味で大変御苦労いただいていることもよくわかっております。ですから、このマリンブルー21というのは確かに我々もつともっと理解をして協力をしていかなくちゃいけないんじやないかなと思ひます。

最後に大臣にお尋ねしたいと思いますが、環境に優しい漁業というのは、これはもちろん海を汚さないということだけではなくて、つくり育てる漁業の振興を進めることが考えておりますけれども、その点の大田の御所見をお伺いさせてください。

○國務大臣(田名部匪省君) 漁業というのは、どちらかというと自然の恵み、これを持続的に利田するということから産業というものが成り立つてゐるわけでありますから、これを生産力を維持しながら増大させていくということは大事なことです、こう思っております。そのために、水産庄物の生育の場である藻場でありますとか干潟、これを造成する。あるいは水域の環境保全、そのためのヘドロのしゅんせつを今やつております。これ

は生活関連で認めていただいてやつておりますが、あるいは魚介類の種苗の生産、放流、これを行つて、栽培漁業というものと一緒になつてやつているわけですが、いずれにしても、船が大型化して相当の漁獲量をするようになったということもありますので、これをそのまま放置しておきませんですが、適切に管理しながら、放流事業、栽培、そうしたものを作りながら、今後とも資源の合理的利用を図る漁業というものをやつしていく、そのためにつくり育てる漁業を積極的に推進していくべきだ、こう考えております。

○委員長(吉川芳男君) 本件に関する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(吉川芳男君) 次に、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○菅野久光君 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の名称を読むだけで疲れてしまうんですが、私は農林水産委員会というのは長いですが、こういう法律案の名称の非常に長い法律がたくさんあるんです。これらは皆さん方役所の人々が言うときにはこんな長つたらしい名前は言わないとと思うんですが、略称というのはよく世の中長いものにはあるんですが、この法律案の略称は何という略称になりますでしょうか。

○政府委員(川合淳一君) 私ども、決まつた名称ではございませんが、水産加工資金法などと内部では呼んでおります。

○菅野久光君 非常にわかりやすい略称だと思うんですね。これからも名称の長いものは括弧して略称ぐらい入れておいていただけると、私どもも非常に何というんですか、そこを読めば中身がわかるというようなことにもなりますし、時間や手間も大分省けますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本題の方に入りますが、漁獲された魚介類のうち七割近くは加工原材科になる。漁業の最大需要者は水産加工業であると言つてもいいと思います。反面、水産加工業の製造原価の約八割は原材料である魚介類等の購入コストということになります。そこで、水産加工業にとっても漁業との関係は大変重要な。このため漁業と水産加工業は車の両輪とも言うべき関係にあるわけです。また、水産加工業の総付加価値生産額は昭和六十年には約一兆円。この額は漁業の約三分の一、食品加工業全体の約十一分の一に当たる額になります。水産加工業は、事業所数、従業者数、出荷額の面ではいずれも食品加工業全体の約二割を占めているという状況にあるわけですね。さらに、水産加工業の経営体全体の約六割で従業員が十人未満だということになりますから、水産加工業の経営規模は極めて繊細だと言つてもいいと思います。売上高を調べてみましても一億円未満これが全体の七割ということになっております。

水産加工業では機械化が余り進んでおりませんから、作業の内容としては、二Ｋ、いわゆる汚い、きつい、危険とまではいかなくとも、冷たい水を使用することが多いとか、細かい手作業が中心であるとか、立って作業することが多いなど大変厳しいと言えると思います。この厳しい作業内容もあって、若くて優秀な人材を確保するのはなかなか困難だ。したがいまして、従業員の約三分の二を女性が占めており、またパート職員や高齢者の割合も比較的高いのが実態だというふうに思います。

そこで、水産加工業の振興対策の一環である本法案が提出された背景と理由は何なんでしょう  
か、それをまずお伺いいたします。

○國務大臣(田名部国省君) 最近の水産加工業を  
取り巻く情勢といふものは、委員御案内のように  
に、何といっても二百海里内における漁獲の割り  
当ての一層の削減というものが一つあります。そ  
れに加えて資源管理、環境保護的な観点から、公  
海における漁業規制というものが最近特に強く

海里水域内の対日漁獲割り当ての一層の削減、そして資源管理、自然保護等の面からの公海での漁業についての規制の動きですね。今もお話をあつたとおりです。我が国の漁船は諸外国の二三百海里水域内や公海から締め出される傾向にあるわけで、統計で見ましても我が国二百海里水域内の漁獲量が漁獲量全体に占める割合は高まってきておりまして、平成二年には全体の約八割に当たる七百八十二万トンになっております。このた

なっているということもありまして、原材料の供給事情がまことに不安定な状況にあるわけですね。沿岸国が自國資源を最大限に活用するという観点から水産加工品の形態での対日輸出を増大させている。これはどこの国もかつては余りそういうことに、日本が世界じゅうに行つたわけでありますから、ところがだんだんこれを自分の国で加工して輸出した方がもうかるということにまあ気がついたかどうかわかりませんが、この面に熱心になつたということがあります。それで、国産品との競合が強まるということになりますと、我が方の体制というものをさらに強化していくかなきやならぬ必要性に迫られておるという状況にあります。

こんな状況の中で水産加工品の安定的な供給を図るために、我が國漁獲物の最大の仕向け先であります水産加工業の体质強化あるいは近海資源の有効利用、これを引き続き強力に進めていかなければならぬということであるわけであります。このために、この三月三十一日で失効する本法の期限を五年延長をいたしたいとともに、この資金の内容の拡充強化を行うということにいたしました。

○菅野久光君 今、大臣からもお話をありましたように、我が国の水産加工業は、ます国际的な漁業規制の強化に伴う水産加工品の原材料の供給の不安定化、そして水産加工品の輸入の増加といふ二つの困難に直面しているというふうに言えると思います。

定されまして、そのときの状況は、先ほど大臣からお話をありましたように、「二百海里体制」に突入することによる原料供給の環境変化とそれから貿易事情の変化ということでございました。そういうことで時限的にこの法律をつくり、その後延長をお願いしてきてるわけでございます。

しかしながら、御指摘のように水産加工業の問題はこうした問題だけにとどまらないわけでございまして、一般的の中小企業が直面しております例

め、今後我が国水産加工業は主な原材料を遠洋漁業で漁獲される魚介類等に依存しないで、我が国二百海里水域内で漁獲される魚介類等を最大限に活用することが必要になっていいるというふうに言えます。

一方、水産加工品の輸入が増加しておりまして、これは諸外国が自國漁船で漁獲して加工した後我が国に輸出する方針をとっているということがあると思います。そしてまた、円高傾向の定着によって輸入加工品が割安になっているなどのためではないかというふうに思います。水産加工品の輸入は昭和六十三年には約一千三百五十八億円、約五十五万トンでありましたが、これが増加する傾向にあって、平成三年には約一千九百九十一億円、約五十九万トンにもなっております。品目ごとの輸入額は、多い順にウナギの調製品、冷凍タラ、すり身ですが、冷凍魚フィレ、切り身などであります。このため、今後我が国水産加工業は輸入品との競争をますます強いられるというふうに考えられます。

この二つの背景が水産加工業の経営に重大な影響を及ぼすことは間違いないわけですが、水産加工業はほかにもさまざまな課題に直面しております。して、この点については政府もいろいろ考えておるところがあるのであるのだろうというふうに思います。そこで、本法案提出の直接の背景ですね、これは何か二つに限つているようなふうに考えるわけですが、この点についてお伺いをいたしたい、このように思います。

えは労働力問題あるいは環境問題というようなものにつきまして同様に問題を抱えているわけでございます。こうした点につきましては、省力化施設とかあるいは排水処理施設などの導入、これは国としても助成措置をとつたり税制措置をとつたりしているわけでございますが、こうした点についての問題も当然抱えているわけでございます。  
○菅野久光君　主な点としてはこの二つだが、そのほかにも多くの問題があるという認識は十分にしておるというふうに理解をしておきたいというふうに思います。

そこで、本法案に基づいて農林漁業金融公庫はいわゆる水産加工資金を長期かつ低利で貸し付けることができるようになるわけですね。水産加工資金制度は水産加工業の経営体質を強化するためのために大いに役立つだろうと思います。しかしこ本法案の延長期間は五年のみなんですね。大変短いと思います。また農林漁業金融公庫法では水産加工資金制度は二十九条などで特例的に規定されておりまして、ほかの資金制度が十八条から十八条の四までに明記されているのに比べて水産加工資金制度の位置づけはあいまいではないかというふうに思いますが、本法案の延長期間を五年のみとしたなどの理由は一体何なのか、それをお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君)　この法律が制定された経過については先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、通常この種の法律は中小企業関係の資金制度に乗るわけでござります。しかしながら、先生も御指摘ございましたように、水産加工業特有の問題として、原料供給の激変あるいは貿易関係の問題ということが起こつてまいりましたが、長をお願いしてきてるわけでございますが、それまでの間に百海里事情も、例えば北方水域の問題から全世界的なスケールに変わってきておりますし、国際規制もそういう意味で大きな広がりが出きております。そんな経過の中で、その都度延

うした水産業あるいは水産加工業をめぐる状況と  
いうものはかなりこれから先も含めまして不透明  
なところがございます。  
私どもいたしましては、こうした相当に流動  
的な状況の中で、この法律がある意味では中小企  
業立法に対します特別法という性格もあることに  
て、従来もそうでありましたけれども、今回も  
新しい事態が生じましたらそれに的確に対応してく  
といふことが一番望ましいのではないかというう  
とで、五年間の延長、その中でまた  
五年間の延長をお願いしたわけでござります。  
○菅野久光君 今お答えありましたように、水産  
加工業の問題については先行き非常に水産業自体  
が不透明な部分があるということで、前回と同じ  
五年間の延長というようなことですけれども、水  
産加工業に対する援助といいますか、こういった  
ような施策を盛ったものは五年間で必要でなくな  
るというような私は問題ではないのではないかと  
いうふうに思うんですね。そういう意味でこの五  
年間というのは余りにも短過ぎるんじゃないかな  
仮に年限立法としても短過ぎるのではないかとい  
うふうに思うんですが、その点はどのようにお考  
えでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 五年が短いかどうかと  
いうことにつきましては、御承知のように、この  
五年間あるいはその前の五年におきます水産関係  
のいろいろな変化を見てみますと、二百海里内に  
かなり操業しておりました日本の漁業がほとんど  
二百海里からは縮め出され、また公海におきまし  
てもここ数年の間に規制が強まっております。例  
えば、ベーリング公海などの例を見ましても、昨  
年モラトリームということで一年間は少なくとも  
漁業が停止されるというようなことが起こってい  
るわけでございまして、かなりその動きは短期間  
のうちに変わつてきているわけでございます。  
したがいまして、確かに五年という期間は短い  
面もないわけではないと思いますけれども、その  
間の事情についてまた的確に対応していく、機動

的に運営をしていくという意味では適切な期間ではないか。私ども今お願いしている五年のその先についてこの法律が必要ないということは申し上げているわけではございませんが、まず今回はこの五年間で延長していただきまして、私どもも最大限の対応をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○菅野久光君 私も最初に申し上げましたように、水産業と水産加工業というのは車の両輪なんですね。ですから、将来のことを考えていくと、この略称水産加工資金法ですね、これが必要でなくなるという事態は私はなくならないのではないかというふうに思うわけなんですね。中身をその都度変えればいいのであって、時限立法というのはどうも、まあ前もそうだったから今回も五年とかいうことなのかもしれません、そういう形でなく考えていいたらどうかなというふうに思いますので、次の機会までに考えていただければと、このようにこの部分は思っております。

次は、農林漁業金融公庫は農林漁業者や農水産物の流通加工業者に対して長期かつ低利の資金を貸し付けておりまして、農林水産業との関連産業の振興に大いに役立つております。しかし、最近の新聞報道によりますと、第三次行革審の場で、農林漁業金融公庫を含む政府系金融機関について数多過ぎる等の理由で統合や廃止が検討されているとのことであります。が、農林漁業金融公庫が統合や廃止されば農林水産業との関連産業にさまざまな影響を及ぼすことになると思ひます。

そこで、農林漁業金融公庫の統合や廃止を検討中との新聞報道について農林水産省としての見解を伺いたいと思います。

○政府委員(眞鍋武紀君) 農林漁業金融公庫でございますが、これは委員御指摘のとおり、農林水産業金融につきましては、農林水産業の安定的な発展を図るために政策手法といったしまして、補助金制度をと並びまして大変重要な柱となっているわけでございます。農林漁業金融公庫は、自然条件の影響

を受けやすく、また投資の回収に長期を要する、このような理由等もございまして、一般金融機関では融資のベースに乗りがたい農林漁業に関連する長期低利の資金を融通しておるわけでござります。農林漁業施策の推進上大変重要な役割を果しておるというふうに認識をしておるわけでございます。

特に最近におきましては、農林漁業者の自主性なりあるいは創意工夫を生かした政策誘導というふうなことで、補助金に比べましても大変すぐれた面があるというふうに認識をいたしております。補助から融資へというふうなことも行っておるわけでございます。そういう意味におきましてこの融資の重要性はますます高まっている、こういうふうに私ども認識をしておるわけでござります。

そういうことでございますので、御案内のところいろいろな議論が行革審等で行われておるようですが、我々いたしましては、このようないくつかの公庫資金の重要性、必要性、またその役割については大変高く評価をしておりますので、今後とも農林漁業者にこのような融資が的確に行われますように努めてまいりたいと思っておるわけでござります。

○菅野久光君 行革審のいろいろ動きはあるけれども、農林水産省としては農林漁業金融公庫は絶対なくすわけにはいかないということですね。

○政府委員(眞鍋武紀君) そういうことで主張をしておるわけでござります。

○菅野久光君 そういうことで頑張ってもらいたいというふうに思います。

この水産加工資金でございますが、水産加工業者であれば無制限に貸し付けるわけではなくて、さまざまな条件がつくことは、これは現行法の実際の運用等により設定されている問題がありますから、それはそれで当然でありますが、つまり施設資金ですね、いわゆるハード資金に限られておって、運転資金、いわゆるソフト資金は対象とされないんですね。なぜ運転資金が対象とされな



りません。水産加工業の中には、安い原材料や労働力などを求めて米国やタイなどの諸外国に進出する、または生産委託する動きもあるので、このような動きの加速を防ぐためにも共同化等により生産コストを削減することが必要だというふうに思います。

そこで、水産加工業者の共同化をどのようにして推進する方針であるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 御指摘のように、水産加工業は経営基盤が非常に脆弱な中小あるいは細企業が大部分を占めておりまして、したがいまして共同化あるいは組織化ということが非常に大事なことは御指摘のとおりでござります。

【委員長退席、理事永田良雄君着席】

したがいまして、この水産加工資金におきまして共同利用施設の整備あるいは加工基地への移転などを貸付対象にしているわけでございます。確かに、団地化とか共同化を目的とした融資の件数が創設以来二十八件というようなことで必ずしも多くはないわけでございますが、それなりに加工団地あるいは共同化というようなことを通じまして体質強化には資してきたんだろうと思っております。

これから、例えば先ほど先生お触れになりましたが、輸入加工品がふえてるというようなことからいしましても、それから原料を安定して供給してもららうというためにも、それから先ほど触れました環境問題などにつきましても共同の浄化施設などが必要になってくる産業でもございますので、もう一度この資金の対応に当たりましては組織化あるいは共同化ということにつきまして十分指導し対応していくかといふうに思つております。

○菅野久光君 いずれにしても零細の方が多いわけですので、共同化を推進していくということは大変大事なことではないかなというふうに思つますので、いろいろ難しい問題があることは私もよく承知をしておりますが、ぜひ一層努力をしてく

らたいというふうに思います。

水産加工業の仕事の内容は、これはもう大変厳しく、機械化を推進することが必要だというふうには思いますが、例えば三枚おろし機、フィレマシンですね、これを導入しても魚種だとそれから大きさなどによって機械や部品を交換しなければならないという問題があつて、機械を導入してもなかなか収益の向上は期待できないというような状況があると思います。したがいまして、水産加工資金を貸し付けるだけでなく、高性能な、

加工資金を貸し付けるだけではなくて、機械を導入してばならないという問題があります。消費者は水産加工品について、塩分とかあるいは保存料等の添加物が少なくて、先ほど申し上げましたDHAやEPA等の健康の維持増進に役立つ有効成

分が多く含まれている製品を要求しております。そして割安な水産加工品製造機械を開発する必要があるのではないかというふうに思います。機械の開発は民間の機械メーカーのはか国や都道府県の水産試験研究機関でも行っていますが、一層の推進を期待したいというふうに思います。

そこで、政府は水産加工品製造機械の開発をどのように推進する方針であるのか、お伺いをいたします。

○政府委員(川合淳二君) 先ほど来お話をございましたように、労働力あるいは環境問題というよう

なことをとらえましても、今後施設の高度化、その中で新しい機能を持つ機械の開発ということが非常に大事になつてくると思います。それからまた、そうしたものによって消費者ニーズに的確に対応できる新製品の開発というようなことも非常に大事な要素だと思っております。

そこで、一番はこの水産加工資金による新技术の開発というための融資制度があるわけでございま

すが、このほかに私どもといたしましては毎年新しいテーマをつくりまして、こうした製造機械の開発に対する予算を組んでおります。例えば高鮮度の維持加工システム、これは特に多種性魚類などについて必要だと考えておりますし、それから先ほど先生お触れになりました三枚おろした頭を落したりする機械にいたしましても、それが魚体がある程度そろっているものでなければいけないということではなくて、かなり複雑なもので、いろいろ難しい問題があることは私もよく承知をしておりますが、ぜひ一層努力をしてく

ど、幾つかのテーマを持ちまして、数年間の期間を経まして開発をするという予算を幾つか毎年新しいものを取り入れながら設定いたしまして推進を有効に抽出するというようなことが非常に大事にしておきたいところでございます。

○菅野久光君 機械の開発と同時に水産加工品の開発も大変大事だというふうに思います。消費者の精度の高いものを抽出する技術の研究開発に取り組んでいるところでございます。

そのほか、こうした従来は捨てられてきたものの中に有用な生理活性物質が多く含まれているとあるのではないかというふうに思います。

こうした問題についても今後その開発研究につきまして検討していくかというふうに考えているところでございます。

○菅野久光君 今の長官の方からお話をあります。た魚腸骨のことです。最近では水産加工業も排水規制等の環境対策やリサイクル対策に

一層努力しなければならなくなつてきておりま

す。このため、魚介類等の不要な部分、いわゆる捨てる部分ですね、それを魚腸骨と言つております。このたまに、魚腸骨についても今後は水産加工品に

多いことや骨が刺されることなどが挙げられるので、水産加工品については今後もこの点を克服する努力をすることも必要だというふうに思いますが、

○菅野久光君 今の長官の方からお話をあります。た魚腸骨のことです。最近では水産加工

業も排水規制等の環境対策やリサイクル対策に

一層努力しなければならなくなつてきておりま

す。このたまに、魚介類等の不要な部分、いわゆる

捨てる部分ですね、それを魚腸骨と言つております。このたまに、魚腸骨についても今後は水産加工品に

多いことや骨が刺されることなどが挙げられるので、水産加工品については今後もこの点を克服する努力をすることも必要だというふうに思いますが、

○菅野久光君 今まで使つていなかつた

魚腸骨などにつきまして、先生先ほど、それから

今もお触れたいただきましたDHAなどの有効成分を有効に抽出するというようなことが非常に大事になつてきておりまして、これにつきましては技術研究組合などを組織いたしまして、このDHA

なり期待ができるのではないかというお話をござ

いるということが徐々に明らかになってきておりま

す。したがいまして、特にそれが多く含まれて

おりますカツオとかマグロにつきまして、現在集

中的にその抽出方法について研究を開始してい

ます。これが魚体がある程度そろっているものでなければ頭がよくなるというような成分が含まれて

いるということが徐々に明らかになってきておりま

す。したがいまして、特にそれが多く含まれて

おりますカツオとかマグロにつきまして、現在集

先ほどお話をありましたEPAなどにつきましては既に実用化になっておりますが、次はこのDHAということでかなり本格的な取り組みが行われておりますので、ごく近い将来にこうした技術が確立してくるものということでお話をしております。

○菅野久光君 この法案は期限を五年間延長する改正のみを内容としておりますが、法律の運用改善によっていわゆる一号資金と二号資金の内容の拡充強化が予定されているようあります。

一号資金については、原材料としてイカ、サンマが追加され、地域としては東京都、神奈川県、香川県が追加され、底ダラ類、近海オキアミ、サメを対象魚種から削除する。二号資金については、原材料としてスケトウダラ、ブリ、海藻類が追加され、地域としては東京都、神奈川県、大阪府、福岡県、大分県、宮崎県が追加される。また、特利の適用される要件が北洋魚種からの転換であるのを国際規制魚種からの転換に拡大する。

さらに本資金について、貨付限度額を農林漁業金融公庫については事業費の七〇%から事業費の八〇%へ、中小企業金融公庫については三億五千円から六億円へ、国民金融公庫は三千万円から六千万円へ拡大すると。

そこで、法律の運用改善についてどのようにされるのか、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、この法律ができまして以来、国際環境あるいは近海における資源状況などが変化しております。それから、この水産加工資金の運用実績というものも出てきております。そうした状況を受けまして、今先生がお触れいただきましたような改善を図ろうとしているところでございます。

〔理事永田良雄君退席、委員長着席〕

一例を申しますと、一号資金につきまして、イカ類につきましては、ドスイカというような従来非常に利用が低利用でございましたものののみを対象にしていましたが、それをイカ全

体に及ぼす。資源状況がいろいろと問題がある中で、イカにつきましてはかなり豊富な、時期によりましては過剰にもなりかねないというような状況でございますので、例えばイカを入れたというようなことでございまして、環境の変化あるいは

資源の変化、そして国際情勢の変化というものに合わせながら適時に改善を図っていくということの一環として今回、先ほどお触れいただきましたような改正点を私ども図ったところでございます。

○菅野久光君 終わります。

○矢原秀男君 先ほどの質疑で私の質問したいことが皆重複いたしましたので、時間の関係もございまして避けたいと思います。

本法案の提出の経緯については、一つは水産加工業の現状、二番目には、原材料をめぐる変化等のそれぞれの分析をいたしましても、本法案については賛成でございます。

特に、資料として水産物需給の十七項目のデータも見させていただきました。また、漁業経営に関する十五項目のデータも拝見させていただき、また漁業生産構造の九項目のデータも見させていただきましたが、国際的にも非常に厳しい推移で

あるという実感を持っております。そういう意味でこの法案につきましては充実したものにしてまいりたい、こういう気持ちでいっぱいございましたので了といたします。

次に、別個の質問になりますけれども、二点目は、海上保安庁お見えでござりますか。——済みません。時間二十分でござりますので簡単で結構でございますが、答えていただきたいと思います。

瀬戸内海が不法投棄によりまして、懸賞金まで一千万元以上もついたりとかいろんなことで大騒動もあつたわけでございますが、無許可で淡路島周辺に廃棄の処理、こういうことで六社が発生をされております。こういうふうな建設廃材という名前でござります。

○説明員(田島邦雄君) 今回の事件につきましては、先ほど御説明がございましたように、海運業者等が建設工事に伴って発生する産業廃棄物でありますコンクリートの破片等を無許可で収集運搬したとして廃棄物処理法の違反で書類送検されたものでござります。

○説明員(田島邦雄君) 建設廃棄物が今御指摘いたしましたように適正に処理されていないといふことにつきましては極めて重大な問題と受けとめております。建設廃棄物につきましては、工事現場からの発生量をまず抑制する、これが第一でいうと、建設廃棄物の多くは資材として再利用が可能なものでございますので、平成三年十月に港まで運搬していたというのでもございまして、それから、本年一月十二日に建設副産物適正処理推進要綱といふものを定めまして、関係機関等を指定副産物に指定いたしまして、その再利用を促進しているところでございます。

それから、本年一月十二日に建設副産物適正処理推進要綱といふものを定めまして、関係機関等を指定副産物に指定いたしまして、その再利用を促進しているところでございます。

○説明員(飯島孝君) 今回の事件につきましては、先ほど御説明がございましたように、海運業者等が建設工事に伴って発生する産業廃棄物でありますコンクリートの破片等を無許可で収集運搬したとして廃棄物処理法の違反で書類送検されたものでござります。

○説明員(田島邦雄君) これに対して、建設省と厚生省にお伺いをしたところではございました。

○説明員(飯島孝君) 今後は、関係者への指導の強化や立ち入り検査、あるいは公共埠頭へのパトロールを実施するなど再発防止に努めているところでございます。

なお、厚生省では平成一年六月に建設廃棄物処

理ガイドラインというものを取りまとめおりまして、これに基づいて関係者に指導の徹底を図っているところでございますが、廃棄物処理法に基づきます処理基準の厳格な運用に今後とも努めてまいりまして、必要な許可の取得、適正処理の確保が図られるようしてまいりたいと思っております。

○矢原秀男君 どうもありがとうございました。

私が今こういう問題を取り上げておりますのは、瀬戸内海というのは縦割りにいたしますと

は、瀬戸内海といふのは縦割りにいたしますと

これが起つたというふうに聞いております。その後はこうした漁業被害が出たという報告は受けておりませんけれども、現在も一昨年のそうした例につとりまして関係部局との連絡体制を強化し、あるいはそれに対応します組織などをつくって対応しているというふうに私ども聞いております。

○矢原秀男君 この件、どうか今後とも瀬戸内淨化のためによろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○矢原秀男君 この件、どうか今後とも瀬戸内淨化のためによろしくお願ひ申し上げたいと思いま

す。最後に、別な件でございますけれども、一件だけ農水省へお願ひしたいと思います。

○矢原秀男君 この件、どうか今後とも瀬戸内淨化のためによろしくお願ひ申し上げたいと思いま

す。

発に今最大限の努力をしているところでござります。しかしながら、すぐにこの見通しが得られるというわけでもございませんので、減船を余儀なくされた漁業者に對しましては、その影響を極力緩和するために、平成四年度の補正予算によりまして国際漁業再編対策を発動いたしまして、救済措置を図つたところでございます。

また、この減船に伴います離職者に対しましては、これも昨年十一月でございますが、いわゆる私ども漁臨法と言つております法律。正確には国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法でござりますが、この発動も受けまして離職者対策を現在実施しているところでございます。

それから網につきましては、私どもが救済措置をとりました条件として網を持ち帰るということを条件づけておりますので、そうした形で海洋に投棄されるということはないよう、これは事前に私ども措置したところでございます。

そしてまた、廃網対策についてでございまが、流し網、五十キロメーターもあるともう十ントラック一台分のそういうふうな運搬、こういうこともあるわけでございますが、そういう処分というものはどういうふうにされるのか、こういうことをひっくるめてお願ひをいたします。

○政府委員(川合淳二君) 実はこの話は二つございまして、一つは一昨年の夏ごろでござりますけれども、播磨灘におきまして産業廃棄物が不法投棄されていたものが網にひっかかるて、その網が破れたりというような状況がありまして、前後関係がちょっと逆でございますが、これで産業廃棄物がどうも不法に投棄されていたということがわかつたわけでございます。

そこで、兵庫県におきましては、水産部局から関係部局への連絡体制を強化したり、あるいは建設業者や産業廃棄物処理者への指導強化などを図つていただきまして取り締まりの強化を要請しましたわがございます。こうした中で、先ほど先生がお触れの建設廃材の無許可の運搬というような

これが承認するという仕組みになつております。ただいま鉄路地域につきましては、鉄路市及び白糠町の水産食料品製造業を特定業種といたしますと、資源的にはかなり十分ある資源でござりますので、新しい漁法の開発、特に釣りを中心とした開

そこで、中小企業庁にまずお伺いしたいと思いございますので、その漁獲対象でございましたアカイカを漁獲するということ、そのこと自体は否定しておりますが、一つは私どもこの流し網にかわります代替漁法の開発と申しますが、それを緊急に実施してきております。四年度において実施しましたし、今お願いしております予算におきましても好漁場の探索調査費と代替漁法の実用化試験費をお願いしているわけでござります。資源的にはかなり十分ある資源でござりますので、新しい漁法の開発、特に釣りを中心とした開

そこで、中小企業集積の活性化に関する臨時措置法における指定地域としてほしいという、そういう要望がある指定地でありますし、こういうイワシの漁獲量を見ますと、当然そのようにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○説明員(稻見雅寿君) お答え申し上げます。

特定中小企業集積活性化法におきましては、都道府県知事が対象地域、対象業種を特定いたしました活性化計画を作成いたしまして、通産大臣が

せんけれども、強いて言えば、状況の変化によりまして、その都度その都度、資源などによりまして非常に窮屈なときとそうでないときなどもございますので、必ずしもこの資金を使いにくいたしまして、借り受けでござりますが、いかがですか。

○政府委員(川合淳二君) 手続関係、特に資金の借り受けでござりますので、必要な資料その他は

○林紀子君 貸し出す方が嫌がるぐらい面倒なわけですから、借りる方の手続がまた大変複雑で面倒だということなんですね。書類作成などの手続が大変で、中小業者のみならず団体でも実務者がいないために使いたくても使えない、これが一つ塩釜ではほとんど使ってないという理由になるんじゃないかということを言っているわけですね。ですから、今のPRと同時に、実務作業といいますか、借り出すときの手続というのも簡素化をしようか。

○政府委員(川合淳二君) 先生御指摘のように、やはりこういう制度資金でございますので、いろいろな制約はあるわけございますが、何よりも大事なことは、こうした資金の存在、それからその内容、手続等を事前によくPRすることだろうと思つております。先生今御指摘のような点も私も聞いておりますので、今回延長をお認めいただきました段階でもう一度この資金につきましてよくPRをして、関係者に理解していただき、あるいはこういう資金の存在をよく知っていたらしくということを私どももう一度改めてやってみたいと思っております。

○林紀子君 貸し出す方が嫌がるぐらい面倒なわけですから、借りる方の手続がまた大変複雑で面倒だということなんですね。書類作成などの手続が大変で、中小業者のみならず団体でも実務者がいないために使いたくても使えない、これが一つ塩釜ではほとんど使ってないという理由になるんじゃないかということを言っているわけですね。ですから、今のPRと同時に、実務作業といいますか、借り出すときの手続というのも簡素化をしようか。

○政府委員(川合淳二君) 手続関係、特に資金の借り受けでござりますので、必要な資料その他は

あるわけでござりますので、なかなかすべての点について簡素化というわけにはいかないと思いますけれども、なるべく借りやすいようにマニュアル化するとか、これも先ほどの点と同じでござりますが、必要書類について事前によく周知徹底を図るとか、そういうことも通じまして円滑な借り入れ、貸し付けができるよう努めてまいりたいと思っております。

○林紀子君 それから、この辺は一番大きい理由だと思いますが、零細業者が多いにもかかわらず通常の利率というのは五・二%、特利で四・三%ですね。そういう意味では担保にかかる保証金と弾力的な運用というのがなされなくて、期日に大変厳しい、気軽には使えない、そういう実情もあるというお話を聞いています。この利率という声があるわけですね。月々の返済においても、どうしても下げていただくということになりましたら、もっと多くの方たちが本当に必要なときに応じて使えるということになるんじゃないのかと思いませんが、いかがでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 国の資金を貸し出すわけでございますので、やはりそれなりのルールなり資料なり手続なりあるいは返済の条件なりというものはあるわけでございます。それを弾力的にいうのはなかなか難しい点でございます。

また、金利につきましても一般の金利情勢の中で当然のことながら上がり下がりをやっているわけですが、今の特利四・三、通利五・二というのは、各種制度金融の中に入りまして加工業者に対する措置としては類似の措置と比べて遜色のないものというふうに考えております。したがいまして、この金利につきまして全体の体系から考えましても引き下げるということは困難であると思っております。

ただ、今お触れになりました担保の関連につきましてはいろいろな対応の仕方があろうかと思いますが、それがこの金利に直接的にだから高いといふふうに結びつくものではないというふうに

思つております。この体系から考えまして四、三、二、一というのはかなり低い最低限のものだというふうに私どもは考えております。

○林紀子君 今どうしても借りられないという、活用がゼロだということでお話をしたわけです。が、せっかく制度資金はつくったけれども、その後のフォローというのがないために必要な人が使えないということでは「仏つくって魂入れず」ということになると思うわけですね。改善のお話もありましたので、その辺もぜひ実行していただきまして、本当に魂を入れた仏にしていただきたいということを御希望申し上げまして、終わります。

○喜屋武真葉君 私は十分間の持ち時間でありますので、問題をはしましてお尋ねいたします。

沖縄県の沿岸漁業と養殖業について、赤土の流出による海洋汚染とそれによる漁業被害が大きな問題となっておりますので、その件についてお伺いいたします。

まず、政府は沖縄における赤土流出による漁業被害についてその実態を把握しておられるかどうか、実態調査は行っておられるか、その調査結果はどうであつたか、お伺いいたします。

○政府委員(川合淳二君) 赤土の流出に伴います漁業への被害と申しますか影響につきまして、一つは例えは養殖のモズクなどの商品価値の低下、これは砂がまじったり赤土がまじたりといふことでござります。あるいは定置網とか刺し網につきまして、網に赤土が付着いたしますものですから、これによりまして魚が寄つてこないということでございますが、そういう操業への支障、これは対策としては漁網を洗浄するというようなことが必要になつてくるわけですが、あるいは赤土が来ますと、当然のことながら魚が漁場から逃げていくというような問題が生じているわけでござります。

ただ、こうした状況でござりますものですから、被害という形では特に金額という形で把握するものが非常に難しいのですから、被害額といふ

○喜屋武真榮君 重ねてお伺いしますが、その被害を受けた漁業者に対する補償は当然行うべきだと思います。十分な対策を講ずべきであると思いますが、その対策、補償はどうなつておるか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 私どもはこの流出に対しましては、まず流出の防止を図ることが必要だということで平成元年度に土砂の流出につきましての防止基本方針というのがつくられたことを受けまして、それについての対策の連絡会議などが設置されて予防対策を進めてきております。

具体的にこれに対する対策いたしましては、水産庁におきましては、海中に堆積しました赤土を漁場の環境に悪影響のないように除去する、ある意味では洗い出しみたいなことになりますが、漁場の機能を回復する手法の開発調査ということを平成四年度から二ヵ年計画で行ってきております。赤土が堆積した漁場についてどういう手法でこれを取り除くことがよろしいかということについて事業費を組みまして対応しているところです。

○吉屋武真榮君 次に、赤土流出の原因はいろいろあると思ふんですが、その一つに土地改良事業が挙げられております。政府は、土地改良事業に際して赤土流出防止策についてどのような対策を立てておられるのか、まずお伺いいたします。

○政府委員(入澤聰君) 赤土流出の一つの原因といたしまして土地改良事業の工事があるといふことは御指摘のとおりでございまして、古くは昭和五十四年度から沖縄県当局で土砂流出防止対策方針を策定いたしまして沈砂地の設置等の徹底を図っているわけでございますが、さらに平成元年度にはこの防止対策を強化することいたしまして、沈砂地の設置密度をふやすとか、あるいは事業実施中におきましても、綠肥作物を播種していわゆる植生工を実施して防止をするとか、あるいは土壤保全管理に関する営農指導の推進を行うとか、土砂流出防止対策に関する試験研究等を推進

するとか、大幅な見直しをやったわけございます。

平成三年度からは農林水産省、沖縄総合事務局、沖縄県の事業実施担当者間におきまして、土地改良事業を実施するに当たりまして設計とか施工段階において赤土流出防止に対する取り組み状況を確認することを行いまして、赤土流出防止対策のより一層の徹底に努めているところでござります。

さらに、現状が非常に厳しいということでございまして、平成五年度におきまして圃場整備等の事業の実施地区以外の農地及び周辺の排水条件の不備等に起因する土砂流出を防止することを目的といたしまして、耕土流出防止環境保全事業といふのを新しく創設しております。

これからも現地の実情に応じた計画設計とか、あるいは工事の施工における関係者の意識の向上とか、あるいは農家に対する土壤保全管理の意識向上等の徹底を図りまして、その防止につきまして十分配慮してまいりたいと考えております。

○喜屋武農業者 最後に土地改良計画を策定するに当たっては、赤土による漁業被害が起こらないよう環境にも十分に配慮すべきであることは申し上げるまでもありません。

そこで、このことはぜひ大臣の御所見を承ります。私の質問を終わります。

○國務大臣(田名部匡省君) かねてからこれは問題になっているわけであります、本土復帰後土地改良事業あるいは基盤整備が急速に進められたということもあり、まあ原因はいろいろあるわけでありますけれども、なかなか難しいんですね。

一方では沖縄の方々の所得の向上を図りたい。特に、私はよくわかりませんが、パイナップルを始めから土壤が問題でなったのではないかということも言われておりますが、それとこれをどううふうに連づけていかかということは非常に難しい問題ではあります。しかし重要な問題と私も受けとめております。

従来からその対策に取り組んできたところありますが、土地改良事業を計画する際、もうそこ

から始めていかないといけないと思いますし、そこの徹底に努めておるところでもあります。しかしながら、全体として見ると圃場整備等の事業実施区域以外の農地からの流出が依然として見られるということでもあります。そのため平成五年度においてこのような圃場整備等の事業の実施区域以外の農地及びその周辺の排水条件の不備等に起因する土砂流出を防止することを目的として新たな事業を実施することにしているわけであります。

今後とも、赤土の流出の防止につきましては、このような事業の活用等を図るとともに、現実の実情に応じた設計計画の樹立を図るように指導してまいりたい、こう思っております。

○新聞正次君 魚を食べる民族というのは日本以外にも多くの国にあるわけですが、結局取り下げた結果になったそうでございますけれども、そのことに対する経緯と対応を聞かせてください。

○政府委員(川合淳二君) 昨年三月京都で開催されましたワシントン条約の締約国会議におきまして、スウェーデンが大西洋のクロマグロにつきましてはワシントン条約の附属書に掲載しろということを提案しました。これに対しまして、我が国あるいはアメリカ、カナダなどの、絶滅のおそれのある種ではない、かつ、これは先生御承知のように、I C C A T という大西洋のマグロ類の保存国際委員会におきまして管理している対象種でございますので、そういうところで既に管理しているというような反対意見を踏まえまして、今お話をございましたように提案を撤回いたしました。

しかし、この際にI C C A T における管理を強化するということを私どもは申し、これを条件に撤回したというような経過もございます。

そこで、I C C A T につきましては、昨年十一

月の総会におきまして、この資源の管理をより的確に行うということから非加盟国の漁獲、貿易実態等を正確に把握するための措置について検討いたしまして、本年九月からクロマグロにつきましていわゆる原产地証明制度、漁獲・貿易統計証明と言つておりますが、これを実施することに決定いたしております。

○新聞正次君 よくわかりました、とにかくクロマグロというのは我々にとりましては大変大好物な魚でございますので。

○新聞正次君 よくわかりました、とにかくクロマグロといつては、増養殖の協力事務などを代表といたします、資源問題に対するいろ

いろな懸念があるわけでございます。したがいまして、クロマグロにつきまして、増養殖の協力事務というものに私ども取り組もうということを考えております。

○新聞正次君 もちろん、国内におきましても、この増養殖に

つきまして事業を来年度から開始することにいた

しておりますが、私ども今考えておりますのは、

過ぎれば当然その資源は枯渇してしまうという、

自然保護の観点からこの問題に対しても日本の対

応を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 今御指摘の地中海のマ

グロ漁船を含めまして国際的な資源管理の枠外で

操業するいわゆる便宜置籍船漁船の問題につきま

しては、各種の国際会議で批判の対象になります。

そこで、今後この便宜置籍船によります国際管理を免

れる行為を防止するということのための条約づく

りが始まっております。私どもいたしましても

この条約づくりには積極的に対応していきたいと思つております。

○新聞正次君 そのモロッコのことを詳しく述べ

かせいただこうかなと思つたんですが、ちょっと

時間がもう何でございますので、念のために現

地で、いろいろクロマグロ等を含めまして西大西

洋で操業しております私どもの仲間がおりますけ

れども、モロッコでも民間レベルで試験的にこの

今事業化に向けて取り組んでいるところでござ

ります。

○新聞正次君 そのモロッコの方として取り

かかっていただくなとは国際貢献という意味におい

ないわけではございませんし、そうした国際的批

判もあるわけでございますので、水産庁といたし

ましでは関係団体などとも協調いたしまして、不

用漁船を沈めまして魚礁にするという事業を開始

する予定であります。

○新聞正次君 I C C A T 加盟国の中でも日本は

世界のトップ水準の水産技術を持っていく国でござります。

その技術を生かして世界の水産資源の

調査保護あるいは増養殖を日本がリードしていくべきだと私は考えておりますけれども、現状及び

それより直ちに採決に入ります。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、三上君から発言を認められておりますので、これを許します。三上君。

○三上隆雄君 私は、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合・公明党・国民会議・日本共産党・民主改革連合・二院クラブの各派及び各派に属しない議員新間正次君の共同提案に係る附帯決議案を提出いたしました。

本文を朗読いたします。

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

水産加工業は、出荷額が食品加工業全体の約二割を占める重要な産業であるばかりでなく、漁業生産物の七割近くを原材料として使用し、消費者のニーズに対応した水産加工品を安定的に供給し、さらには、その多くが漁村地域に立地し、漁村地域の活性化に貢献するなど多様な役割を果たしている。

しかし、水産加工業は、その多くの経営規模が零細であるなど様々な困難な課題を抱えている。そのうえ、最近においては、国際的な漁業規制の強化等により、水産加工原料の供給が不安定となり、また、諸外国の水産加工品の輸出指向、円高傾向の定着等に伴い、水産加工品

の輸入が引き続き増加する傾向にあるなど、水産加工業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全な意を期すべきである。

一 水産加工施設資金については、今後とも、漁業生産及び加工利用の実情等に即し、適切な制度運用の改善に努めるとともに、本資金と水産加工経営改善促進資金との有機的な活用を図ること。

また、漁業との関連性に配慮した水産加工業者の体質強化等のための金融制度の確立について検討すること。

二 加工原料魚の安定確保を図るため、強力な漁業外交を展開するとともに、近海資源の一層の有効利用を図る等さらに努力を重ねること。特に、マイワシ及びアカイカの漁獲量の急激な減少に対処し、関係水産加工業者等が安定的に経営を推進できるよう努めること。

また、水産加工業における労働力不足に対処するため、協業化や加工施設の共同利用を促進するとともに、省力化システム等の研究・普及等に努めること。

三 水産加工品をはじめ、水産物の秩序ある輸入に努めるとともに、輸入水産物の安定供給、安全性の確保に万全を期すること。特に、ウルグアイ・ラウンドにおける水産物交渉に当たっては、現行の国境措置の枠組みを維持し、我が國漁業経営に影響が生ずることのないよう遺憾なきを期すること。

四 水産加工業経営の零細性にかんがみ、その特性を活かしつつ、経営構造の改善、組織化・共同化を促進し、経営基盤の強化を図ること。併せて、水産加工業協同組合系統組織の育成・強化に努めること。

五 水産物消費の現状にかんがみ、消費者のニーズに即応した新しい水産加工品・水産加工品技術の研究・開発を促進する等水産物の一

層の消費拡大に努めること。

六 資源のリサイクル推進が課題となっている中で、水産原材料のうち廃棄されてきた部分について、水産加工品としての利用の促進を図ること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。○委員長(吉川芳男君) ただいま三上君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。

よって、三上君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とするに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を認められており、この際、これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡省君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(吉川芳男君) 次に、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案、林業等振興資金金融暫定措置法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしました。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡省君) 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案及び林業等振興資金金融暫定措置法の一部を改正する法律案の二法案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

林業改善資金助成制度は、昭和五十一年に発足して以来、林業普及指導組織等の指導と相まつて、林業生産の高度化、林業労働安全衛生施設の導入及び林業後継者等の養成のための無利子資金の貸し付けを通じて、林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に寄与してまいりました。

しかしながら、近年の林業をめぐる情勢の変化には著しいものがあり、林業就業者の減少・高齢化が一層進行する中で、特に次代の林業を担うべき後継者が著しく減少し、林業の担い手の脆弱化が危惧されており、すぐれた技術及び経営感覚を持った担い手を幅広く養成確保するとともに、福

利厚生の充実により、林業労働に従事する者を確保することが急務となっています。

また、林業改善資金の償還期間及び保証制度につきまして、借り受け者の利便を図る観点から見直すことが求められています。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、次代を担う林業者の養成・確保等を図る観点から本資金制度を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、意欲ある青年林業者等養成・確保資金を図るために、現行の林業後継者等養成資金を再編拡充して青年林業者等養成・確保資金を創設することです。

青年林業者等養成・確保資金においては、林業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう、貸付対象者の範囲を新規参入者等を含む

本日はこれにて散会いたします。  
午後四時四十七分散会

を担うべき者に拡大するとともに、資金内容を拡充して、林業の経営方法または技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成するのに必要な資金とするとしております。

第二に、林業労働に従事する者を確保するため、現行の林業労働安全衛生施設資金を再編拡充して林業労働福祉施設資金を創設することあります。

林業労働福祉施設資金においては、従来の林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図るべき安全衛生施設を導入するのに必要な資金に加え、林業労働に従事する者を確保するために普及を図るべき福利厚生施設を導入するのに必要な資金を新たに貸付対象とすることとしております。

第三に、林業後継者等養成資金及び林業労働全衛生施設資金の再編拡充に伴い、借り受け者の利便を図るために、償還期間を延長するとともに、保証制度についても、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によるものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

林業等振興金融通暫定措置法は、昭和五十四年に制定されたものであり、以来、本法に基づき、林業経営の改善及び国内産木材の生産・流通の合理化を図るために必要な資金の融通措置を講じてきたところであります。

しかしながら、近年の林業を取り巻く状況は、林業の採算性の低下、林業従事者の減少・高齢化の進行等極めて厳しいものがあり、伐採その他の林業生産活動は著しく停滞しております。また、製材品輸入の増加、非木質系建築用資材の増加等により、木材の生産・流通を担う事業体を取り巻く状況も厳しくなっております。

このような状況に対処し、木材の生産・流通の一層の合理化を図ることにより、来るべき国産材

時代に備えた木材の供給体制を確保することが求められております。

政府といいたしましては、このような状況を踏まえ、林業等振興金融通暫定措置法について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、木材の生産・流通の一層の合理化を図るため、本法の目的として、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置づけるとともに、これに伴って農林水産大臣が策定する基本方針に定められる事項を改正することとしております。

第二に、木材の生産及び流通に関する合理化計画の制度の拡充であります。

森林所有者の伐採活動を促進するため、合理化計画の作成主体につきまして森林所有者を追加することとしております。また、事業者間の連携を強化することにより、事業規模の拡大等木材の生産・流通部門の構造改善を進めるため、木材製造業者等が共同して構造改善に関する措置を内容とする合理化計画を作成することができるることとし、その作成主体に地域の林業の振興を図ることを目的とする第三セクター及び木材の需要者等の関連事業者を追加することとしております。

第三に、素材生産業者の機械化の促進を図るため、第三セクターとの共同の申請に基づき構造改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定を受けた素材生産業者に対し、税制上の特例措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、これら二つの法律案につき、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(吉川芳男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。